

総務企画常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成21年9月15日（火曜日）午前9時58分開会

出席委員（8名）

委員 長	中 村 芳 隆 君	副 委 員 長	大 野 恭 男 君
委 員	櫻 田 貴 久 君	委 員	平 山 武 君
委 員	高 久 好 一 君	委 員	早 乙 女 順 子 君
委 員	相 馬 義 一 君	委 員	吉 成 伸 一 君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総 務 部 長	増 田 徹 君	総 務 課 長	金 丸 俊 彦 君
総務課長補佐	和 久 強 君	人事研修係長	高 橋 守 君
給与厚生係長	松 江 孝 一 郎 君	財 政 課 長	山 崎 稔 君
財政課長補佐 兼 財 政 係 長	佐 藤 行 雄 君	管 財 係 長	月 井 幸 一 君
契約検査課長	花 塚 栄 君	契約検査課長 補 佐 兼 契 約 係 長	鈴 木 秀 男 君
検 査 係 長	久 利 生 元 君	課 税 課 長	斉 藤 誠 君
課税課長補佐 兼 税 制 係 長	大 武 利 幸 君	国 民 健 康 保 險 税 係 長	小 仁 所 滋 君
資 産 税 土 地 係	関 谷 逸 夫 君	資 産 税 家 屋 係 長	菊 池 敏 雄 君
収 税 課 長	君 島 淳 君	収 税 課 長 補 佐 兼 収 納 係 長	小 林 一 恵 君
収 税 課 長 補 佐 兼 収 納 係 長	印 南 恭 子 君	収 税 課 長 補 佐 兼 収 納 係 長	八 木 沢 一 志 君
収 税 課 長 補 佐 兼 収 納 係 長	相 馬 一 男 君	西 那 須 野 支 所 長 総 務 税 務 課 長	宮 本 覚 君
塩 原 支 所 長 総 務 税 務 課 長 補 佐 兼 歳 出 係 長	臼 井 淨 君	会 計 管 理 者 課 長 兼 会 計 課 長	楡 木 保 雄 君
	鎚 木 妙 子 君	会 計 課 長 補 佐 兼 歳 入 係 長	藤 田 友 子 君

選管事務局長	二ノ宮 栄 治 君	選管事務局長 補佐 石 井 孝 子 君 兼選挙係長
監査事務局長 監査係長	田 代 正 行 君	

出席議会議務局職員

議会議務局長	織 田 哲 徳 君	議事課長	斎 藤 兼 次 君
庶務係長	藤 田 恵 子 君	書記	福 田 博 昭 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔総務部〕

・総務部長あいさつ

〔総務課〕

・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

・認定第 1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔課税課・収税課〕

・議案第66号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

・議案第59号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

決算審査

・認定第 1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

・認定第 2号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

・認定第 4号 平成20年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

・認定第 5号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔財政課〕

・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

・認定第 1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

・認定第 9号 平成20年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔契約検査課〕

決算審査

・認定第 1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕

・選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長あいさつ

決算審査

・認定第 1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔会計課〕

・会計管理者あいさつ

決算審査

・認定第 1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔議会事務局〕

・議会事務局長あいさつ

決算審査

・認定第 1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散会

開会 午前 9時58分

開会及び開議の宣告

中村委員長 おはようございます。

朝夕すっかり涼しくなりまして、秋の訪れを感じるきょうこのごろでございます。

皆様方には本当に何かとお忙しい中、本日招集となりました総務企画常任委員会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、今回、今定例会において当委員会に付託されました案件は、補正予算案件2点、条例案件1件及び決算認定案件5件についての審査を行わせていただきたいと思います。

決算審査案件につきましては、関係所管課のところでも随時決算審査特別委員会に切りかえて審査を行いたいと思います。

各委員各位におかれまして、慎重なる審議とともに円滑な進行にご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、あいさついたします。

よろしく申し上げます。

ただいまより、総務企画常任委員会を開会いたします。

総務部の審査 午前10時00分

中村委員長 それでは、総務部の方々がみえておりますので、総務部長よりごあいさつをいただきたいと思っております。

増田総務部長 (挨拶。)

議案第56号の上程、説明、質

疑、討論、採決

中村委員長 それでは、審議に入ります。

初めに、議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

金丸課長。

金丸総務課長 (議案第56号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたしたいと思っております。

早乙女委員。

早乙女委員 今の最後の防火水槽の撤去のところでも2基撤去するというので、規模も小さいし、施設もよくなっているということで近くにそれに代替するような施設があるのかということですが、こういうものを撤去するとか、そういうときに地元の人の説明とかという部分のところは要らないものなんですか。

こちらのほうで近くにあるからそれで代替できるからということだけで、それに近くといってもどの程度の近くなのかという部分のところ、そこがなくなるとということ困るとか、そういうような意見が出るとかということの撤去作業にはならないということなんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 ただいまの質問でございますけれども、撤去に当たりましては、自治会長さん、それから周辺の住民の方々と事前に協議をさせていただきます。

どういうふうな形でこの防火水槽、防火水利をどう考えるかということなんですが、消火栓とそれから防火水槽でというふうなことなんですが、基本的に消防水利が消防法の中で半径140メートルはおおむね300メートルというふうな直径の円をかいて、そのところに1カ所というふうな形になってございます。問題がないというふうな申

し上げましたのは、その消防水利の基準から問題がないというふうなことでございます。

後ろのほうの話は議員の質問とちょっと外れるんですが、そういうふうな中で、特に説明をしたときに、地元からはやむを得ないでしょうというふうなことで、いわゆる内諾をいただいているという状況でございます。

中村委員長 ほかにございますか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、7ページのほうの元気なまちづくり基金事業費で当初が2,200で、今回240からの補正があって、先ほどの説明の中で実際に申請は116件あって、112件を事業として認めるということなわけですけれども、そうすると、4件が認められなかったということになるわけですね。それらに対する説明をちょっとお願い、1点します。

それから、15ページの先ほどの関谷地区のポンプ車、タンク車ということで2台、これは大田原地区広域消防組合のほうのもの考え方だということお話があったわけですけれども、そうすると、ほかの大田原地区、現在は合併していますので、黒羽と、あと湯津上も含まれるわけですけれども、そちらの地域に関しては、2台配備されている消防団が幾つも存在するということになるんでしょうか、この2点お願いします。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 それでは、消防自動車のほうからご説明をさせていただきます。

西那須野地区につきましては1の1というふうなところにやはりタンク車があります。そこは2台ということではなくてタンク車1台というふうなことであります。

申しわけございませんが、黒羽、湯津上につきましては把握をしてございません。

大田原地区消防の考え方なんだろうと思うんですけども、西那須野地区、塩原地区、当時、西那須野町、塩原町だったと思うんですが、ここに1台タンク車を設置をしたいというふうな考え方なのかなというふうに想像されます。

なお、関谷につきまして、ただいま継ぎポンプの話を申し上げましたが、管轄エリアの関係というふうなところ、そういうふうなことなんだろうというふうに広い、それから点在をしているという地域の、そういうふうなところから2台というふうなことになったんだろうというふうに考えられます。

続きまして、7ページの元気なまちづくりのほうの関係でございます。

基本的にこの補助金というふうな形になりますものですから、地域づくりになるものというふうなところで、例えば助成対象としないものというふうなところで、例えばまちづくりの視点が希薄なものとか、単なる観光旅行的なもの、それから単なる備品購入、そういうふうなものにつきましては、対象にしないというふうなことでやってございます。

そうした中で、4件のところを対象にしなかったというふうなところは、永田自治会というふうなところからマレットゴルフ用具10セットというふうな要求が来てございます。これにつきましては、利用者が限定的、高齢者の一部というふうなところでまちづくり事業としての波及効果がちょっと期待できないだろうと。それから、三島自治会から魚市場の見学というふうなことで、これは観光的要素が強いというふうなところなので、それも対象ともしませんでした。それから、大山小学校の野球グラウンドの水道引き込み工事の要求もございました。これは、市の予算で本来対応すべきものなんだろうというふうなことで対象としな

い。それから、花いっぱい活動というふうなところで、歩道面に面したのり面に花壇を整備すると、これは個人の方なんですけれども、これにつきましては、要求の中身がシルバー人材センターに委託するというふうな中身のものですから、ただいま申し上げましたようなまちづくりとしての波及効果等々、それから市がやるべきもの、それから単なる備品購入等々の中で助成対象としないというふうなところで、その4件につきましては補助助成対象にしなかったというふうなことでございます。

以上でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

中村委員長 ほかにございませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 すみません、消防で二、三聞きたいんですが、例えば例にとりますと、黒磯の消防団は1分団から12までありますよね。そうした場合には、今後この西那須、大田原もそうなんです、例えば消防自動車の耐用年数、あとは消防コミュニティセンターの耐用年数はどのくらいなのでしょう。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 合併したときに基本的にはまとめたんですが、それがなかなか徹底されていなかったというふうなことなので、21年になりまして再度確認をいたしました。

消防自動車につきましては19年経過、つまり20年目に更新をするというふうなことで統一をしたい。それから建物関係、消防コミュニティセンター、いわゆる消防詰所でありますけれども、34年経過、35年目に建てかえをしたい。これはどういうことかといいますと、減価償却の考え方を取り入れました。これは固定資産税のところでは倉庫、1階部分が車庫になりますものから、倉庫と

いうふうなところを考慮いたしまして、倉庫の耐用年数が34年というふうな形になりますものから35年目に、これを原則にしたいというふうなことで更新の対応をしていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それで、もう一つなんです、今後1分団から4分団、あと西那須、塩原を含めてどのくらい更新とか建てかえとかというのは結構先が詰まっていますか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 基本的に回していかなければならないというふうなことなんです。43部、黒磯でいきますとございます。43部ありますと、ただいまの35年というふうな形になりますと、毎年毎年やっても、どこかで2カ所やらなければならないというふうな形になります。それから、西那須野につきましては、13部ございます。13棟あると。それから、塩原につきましては、ことし今、18あるんですけれども、今回の予算をお認めいただければ17部というふうな形になるんですけれども、それをどういうふうにやっていくかというふうなところなんです、基本的に毎年毎年1棟ないし2棟、車につきましてはその台数あるというふうなもので20年というふうな、トータルで74台になるんですけれども、73部ありまして、74台、それは関谷に2台あるというふうなことなので74台になるんですけれども、それを20年というふうな形にやっていきますと、年間4台は更新というふうな、ただ導入した時期というふうなところもありますので、3台の場合もありますし、5台の場合もあるというふうなことで、それにつきましては、きちんとした計画をつくりまして、5年ごとの計画になるんですけれども、それをつくって対応をし

ていきたいというふうに考えております。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ということは、小型ポンプのその耐用でいいんですかね。

自動車と小型ポンプって分によって分かれていますよね。小型ポンプの耐用もそういう感じで随時やっている。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 基本的は積載車というふうなので、ポンプに荷がくっついているのが積載車というふうな形で呼んでいるんですけども、塩原消防団、現在ポンプとそれから積載車と一緒に更新をするというふうな考え方なんですけれども、黒磯消防団はちょっと43部というふうなところで多いので、ポンプの部分と車の部分と別々にやっているというふうなことでやっています。

ことし、21年に協議をしたときに、ちょっとそれは効率が悪い。というのは、ポンプのほうが壊れる確率が高いんですね。そういうふうなときに一緒に更新をしていくというほうが効率的だろうというふうなことで、塩原消防団方式に統一しましょうというふうなことで、現在黒磯消防団につきましては、別々にやっているやつを今後、ちょっとすぐに一緒ににはできないと思うんですが、ここ何年かかけまして塩原消防団方式に方針をしていきたいというふうなこと、そんなことで考えています。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了したいと思います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議案第56号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

それでは、事務局より資料を配ります。

〔資料配付〕

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

中村委員長 それでは、決算審査に切りかえたいと思います。

それでは、ここで決算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

金丸課長。

金丸総務課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

中村委員長 会議を開きたいと思います。

説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 何点かお伺いします。

ページ数が45から47にかけて一般管理費の中の防災対策推進費、この中の地域自主防災活動支援補助金ということで、それぞれの団体に対して、団体というか自治会ということになるんですが、に対して2万円出ているわけですね。この2万円の根拠をちょっと1つはお伺いしたいと思うんです。その2万円というのがどうにもどうなのかなという感じがするものですから。

それから、結局このそれぞれの自治会で防災意識を持ちましょうというのが基本理念にもちろんあるんだと思うんですが、それらに対して効果としてこう上がってきているというイメージを市のほうは持っていらっしゃるのか。

それから、19年から20年にかければ、それぞれこの補助金をいただく団体はふえてくると思うんですが、今後できれば214からの自治会としてあるわけですから、全自治会にできれば理想なんでしょうけれども、その辺の啓発運動というのをどう考えているか、その点、まずはお聞かせ願いたいと思います。

それから、62ページのこの中の本庁管理費ということでファイリングシステムがあるわけですが、このファイリングシステムに関しては、当初、旧西那須野町でやっていたものを黒磯、今は本庁ですけれども、本庁並びに塩原支所で導入をして、この決算でいけば委託料並びにそれからキャビネットの購入ということになっているわけですが、先ほど文書の長さでは約34%減ったというようなお話がありました。この導入によって、減ったというその部分は文書自体が減った

ということに関してはわかりますけれども、ほかの効果としてどのような効果があらわれているかということをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

中村委員長 課長。

金丸総務課長 自主防災活動支援補助金の関係なんですけれども、まず効果の関係をちょっと申し上げますと、基本的に自主防災組織をつくっていただきたいというふうなところが基本になっているんですね、これは。そういうふうな形で補助金を出して、まず最初に防災活動というふうな形で消火栓の関係とか、土のうづくりとか救急救命の講習会とか、そんなような形で各自治会ではやっているんですが、どうしてもその自主防災組織のそういうふうなところにはなかなか結びついてこない。ただ地域の防災力の向上には若干寄与しているのかなというふうなところはあるんですが、この自主防災組織の整備促進というふうなところにはなかなか寄与していないというふうなことで、あとは2万円の根拠も含めてちょっと申し上げますと、申しわけございませんが、2万円の根拠はちょっとございません。

合併のときに補助金として2万円というふうな形で出したというふうなことが正直なところでございます。2万円の中でこういうふうな活動をしてくださいというふうな、そんなふうな形での補助金にしたと。合併後5年というふうな形なので、この補助金のあり方をちょっと見直しをしたいというふうに思っています。

どういうふうな方向なのかということなんですが、自主防災組織の活動の支援のための補助金というふうなことで、例えば消火器の利用をやったから補助金をもらえるよというふうなことではなくて、自主防災組織というふうなところの運営のための、その事業のためのそういうふうな補助



金という形に性格をちょっと変えたいなというふうに思っています。それで、現在検討をしているところであります。

22年にその形になるか、ちょっとすぐに変えますと、なかなか自治会さんからどうしたんだというふうなところがあるので、自治会との協議というふうなところが必要というふうなことなので、ちょっと時間がかかるかなというふうに思っているんですが、いずれにいたしましても、自主防災活動をしていくよというふうなことなんですが、その中で、特に黒磯地区現在146自治会あって、4防災組織しかありません。それから、塩原地区40自治会あって1しかありません。西那須野は28あって28あるので、全然問題はないんですけれども、できているところについては、自主防災組織の活動を支援していく。それ以外のところについては、自主防災組織をつくるためのものももうちょっと1歩も2歩も踏み込んだ形でのものに変えていきたいというもの。

それから、金額についても一律というふうなことではなくて考えていくというふうなことではどうかというふうに思っています。そんなところがあります。

それから、ファイリングの関係の効果でございます。

基本的にファイリング導入の考え方の中にもあるんですけれども、文書のルール化を図らなければならないよということが。ルール化ということはどういうことかということ、ファイルというふうなところでこういうふうな基準、ファイル基準表というのをつくるんですけれども、そういうふうなところで文書を整理をするというふうな形でのルール化を図る。それから、その基準表があれば、だれでも見られるというふうなところで、文書とか情報の共有が図れる。それから、検索が早くなる。

それともう一つは、ファイリングキャビネット、同じ形のもので整理をしていきますので、それから文書量も減ってくるというふうな形なので、事務室の環境、省スペース、ちょっとなかなか省スペースまではいかないという状況はあるんですが、環境の整備というふうなところにも役立つというふうなところで、黒磯庁舎での導入の中で、ルール化と共有化、それから検索の迅速化というふうなところは図れたというふうに思っているんですが、環境につきましては、ちょっとまだなかなか今までの縦型の大きなやつがなくなって少し見通しがよくなった程度の状況だというふうなことなので、これがもうちょっと考えていかなければならないかな。

それともう一つ、書庫がきちんと整理になったというふうな、雑然としていたものがもう保存メニューごとに整理になって保存箱というふうに言うんですが、そこで整理になったというふうなことなので、過年度文書の取り出しやすさも含めて、適切な文書管理に寄与したものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、防災対策推進費のほうなんですけど、今、課長の説明の中で、実際に組織化されているところは西那須野以外は本当に少ないわけですね。

でも、現実問題としてこの活動支援補助金としては、ここで書かれているように、黒磯でも86、塩原でも11、それぞれ受けてやっているわけですよ。そうすると、今後見直すという話が先ほどありましたので、その辺に期待をしていきたいなと思うんですが、結局目的を相当果たさずに補助金というのは使われてきているというのが現状なわけですよ。

ですから、その辺はやはりしっかりとした考えを持って、今後は当然進めていかなければいけないと思うんですね。その辺を再度ちょっとお伺いしたいのと。

先ほどのファイリングの件なんですが、このファイリングを導入することによって、旧西那須野の職員の方々はもうなれていらっしゃるの、その効果、また使いやすさというのは十分わかまえてるんだと思うんですけども、黒磯、塩原に関しては戸惑いもあるんだと思うんですね。

私はもちろん職員じゃないのでわかりませんが、利用勝手が本当によくなったのか、利用しているのかというのがどうなのかなという感じがするんですが、その職員の意識調査みたいのは今後やっていくとか、既にやったとか、そういったことはあるんでしょうか。

中村委員長 課長。

金丸総務課長 最初の補助金のほうの関係なんですけれども、防災意識は上がったというふうなところ、それは言えるんだろうというふうに思うんですけども、それ以外で、結果として自主防災組織等々のことに結びついてきていないというふうなところから見れば、やはり見直しが必要なのかなというふうに思って、議員おっしゃるところで検討を早めて、できるだけ早く違う形の補助金にしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つのファイリングの関係なんです、アンケートというふうなことは全職員を対象にというふうなことではなくて、委託の中でコンサルのところで各課で聴取をしているということなので、アンケートというふうな形はしてございません。

それから、コメントもコンサルの委託の費用できちんとしていくかというふうな形でチェック

をするというふうな形で、職員のほうの使い勝手がいいかどうかというふうなことなんですけれども、最初戸惑いがありました。ただ文書はもうこの形だよというふうな形なので、基本的にそれになれないというふうなことなんです。取り出しやすさ、ひもでとじていないものですから、それから項目ごとにこうファイルができますので、取り出しやすさ、見やすさ、ただし、散逸のおそれがあるというふうなことなので、その辺がきちんと管理をしないと、抜いてしまって抜いたままになってしまっているよという、そののところに抜いたよというふうなのを入れるんですけども、そういうところをちゃんとやらないと散逸してしまうよというふうなおそれがあるので、その辺は文書管理の中できちんとやっていかないとぐあいが悪いなというふうな課題、それから職員がどう思っているかというふうなところでは、個々に聞いたわけではないんですが、中にはやむを得ない、この形なのでというふうなところもあるかもわからないんですけども、見やすさとか使いやすさというふうなところでは今までよりはあるかな、私個人的には思っています。

以上でございます。

〔「了解です」と言う人あり〕

中村委員長 ほかにございませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 3点ほど聞かせていただきます。

一般会計で執行額の人数が784名と出ていますが、ちょっと聞きたいんですが、例えば普通の会社ですと、売上高に応じて人件費率があると思うんですよ。今、那須塩原市の場合は、この税の納入額に対して人件費率というのは何%ぐらいなんですか。また通常、会社ですと、50%以上を超えていると危険ですよとかという基準があると思うんですが、通常35%ぐらいとかと言われるんです

が、那須塩原市の場合はその辺の基準をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

中村委員長 その1点でいいんですか。何点かまとめてやって。

櫻田委員 もう一つは、47ページの職員のカウンセリング委託というので71名と言ったんですが、執行の人数にして約1割ですね、そんなに心を病んでいる人がいるのか、もしくはそのカウンセリングの内容、それと、もちろんパート、アルバイトも含めての総人数で運営をしていくんですけれども、その辺で例えば、通常の会社ですと、アルバイトしたりだめですとか何だかんだといういろいろな条件があると思うんですが、その辺の管理がしっかりできているのか。カウンセリングの内容、何となくこれを見ると、こんなに気持ちが病んでいるのかなという気がするので、その辺を聞きたいと思います。

あともう1点なんですけれども、63ページ、65ページで、西那須野庁舎のヒートポンプを使っていると思うんですけれども、そのトータル的な部分で修繕費等がこのようにかかっているのと、新庁舎のほうが大きいのに安いと。ヒートポンプの効力というのは出ているのかなという点をお聞きしたいと思うんですが、その3点、お願いします。  
中村委員長 答弁を求めます。

課長。

金丸総務課長 人件費のほうの関係なんですけれども、全協のときにこの資料をお配りしたかと思うんですけれども、この決算というふうなところを分析した中で、一般会計の性質別分類というふうな資料がございます。

お持ちでなくても、ちょっと口頭で説明をさせていただくんですが、ここで義務的経費というのが人件費と扶助費、扶助費は生活保護費等々なんですけれども、それから公債費、公債費は地方債

の償還に要する経費、これは必ず。ここで人件費の率、一般会計につきましては、これ会計の決算とはちょっと違う数字が出ているんですが、それは分析の仕方、いわゆる決算統計の分析の中でこういうふうな形で出てくるんですが、構成比15.4%というふうなことで、一般会計の全体で見ると15%は人件費ですよというふうなことであります。

義務的経費というふうなところが、ちょっと性質は違うんですが、経常収支比率ということで経常経費が本市100に近い数字になっていますよとかというふうなこと、それだと硬直化というふうなことなんですけれども、そういうふうな意味で人件費、扶助費、公債費、この辺のところはトータルで39.2%というふうな形でこの資料の中ではなっております。

投資的経費が15%、その他の経費が45%というふうなことなので、投資的経費が多くなったほうが当然に新しい、いろいろなプラスのことにはなってくるんだと思うんですけれども、この15%が高いかどうかというふうなことなんですけれども、徐々に徐々に下がってきていると。そのかわり扶助費、それから公債費は学校特例債の関係なんかもありまして少しずつ、扶助費はちょっと上がり幅が大きい、それから公債費は少し上がるというふうなことなんですけれども、構成比としては人件費は下がっているというふうな状況になってございます。

民間さんとの比較というのはちょっとすみませんが、私は存じ上げませんので、この義務的経費が5割を超えとか、そういうふうなところではぐあいが悪いんだろうというふうに思いますけれども、全体のうちの15%というのはそんなに高いというふうには思っておりません。

それから、カウンセリングの関係なんですけれども、

ども、カウンセリングのことでどんなことというふうなことなんですけれども、だれでも予約を入れてやっていいですよというふうなことで、月2回あるんですけれども、1時から5時までというふうな中で、おおむね1回で3人、多いときに4人という場合もあるんですけれども、2人の場合も、大体平均3人ぐらいというふうな形なんですけれども、どうも調子が悪い、いわゆるうつで医者にかかっている方は余り来ないんですけれども、どうも何か調子が悪いとか、そういうふうな、いわゆる調子の悪い、精神的にというふうなこと、そういうふうな方がこんな状況なんですよというふうなことをお話をする、そのことでアドバイスをいただくというふうな、そんな形でのカウンセリングになっています。

あとは休んで復帰をする、そのときにどういう形で復帰したらいいか相談をする。そんなところでカウンセリングを使っているというふうなことで、全部病気の方がというふうなことではなくて、どうもというふうな意味合いでの利用、それから実際に病気になっている方は休んでいる方が結構いますものですから、結構というか、休んでいる方を除いて、出てきているときの、それから出てきて職場での適応の状況、その辺のところをカウンセリングをしていただいているというふうな、そんな状況でございます。

中村委員長 課長。

宮本西那須野支所総務税務課長 ヒートポンプの関係なんですけれども、実際に西那須野支所にはヒートポンプが3基あります。西那須野支所自体が平成元年につくられたということで、それと当時につくられたものですから、大体20年ちょっと超えているということで、それぞれ経年劣化というか、なかなか故障が多くなってきている。本来でしたらば新規として設置したいというところな

んですけれども、この金額が変わるということで、それにはいかないというようなことで、ちょうど20年度からオーバーホールをしようということで、この380万1,000円というのが第1回目のオーバーホールというようなことで、21、22という形でもって、それぞれ3基をオーバーホールしていこうということになります。

今言ったように、ちょっと機械自体も古くなっているということで、修繕のほうも多くなってきてはいるんですが、それなりに冷暖房の効力は十分発揮されているということで、それで機械としては十分働いているということでございます。

以上です。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

中村委員長 よろしいですね。

その他ございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 何点かお聞きいたします。

45ページのところで、ここで顧問弁護士の報酬と、あと情報公開個人情報保護審査会の委員の報酬が昨年とまるきり同じ金額ということなんですけれども、実際に顧問弁護士料は2人、5万円掛ける12カ月ということとされているんですけれども、この辺のところを何か依頼したものがあのかと、審査会が開かれたのかどうかを聞きたいのが1つと。

あと47ページのところで、人事評価制度評価者研修業務委託ということで、実際に評価者ですので、どのぐらいの評価する側、評価者ですから、どのぐらいのクラスの人が何人ぐらい受けたのかと、あとこれはどこが委託されてやっているのかと。当初予算のところでは、それぞれの委員会のところでは説明をしたんでしょうけれども、ここを聞かせてください。

あと62ページのところで、ファイリングシス

テム、先ほどある程度の話は出ていて、ファイリングシステムってロッカー買いかえることではないよと言って、実際にファイリングシステムをちゃんと理解されている職員がいて、選管なんかはやはり年度ごとのあれでなければならぬから、ファイリングシステムよりファイルごとでと言って、今までのロッカーは残さなければということに残しているということで、そこは西那須野でファイリングシステム、確実にわかっている人がいるので、何が何でも無理やりにロッカーを変えていない。統一していないという部分のところは確認はとれているんですけども、そういう職員がなくて、無理やりにキャビネットで失敗したなんていうところが、選管はちゃんとわかっている職員が、西那須野の職員がいて、それでそれは逆に今までのロッカーのほうがいいのでということできちんと残しているんですけども、そうじゃなくてわからなくなってしまったんだけども、今までのロッカー必要だったなんていうようなところは出ているのか、出ていないのか、1つと。

あと、いろいろなところで消耗品を、今はある程度の消耗品というのは一括して買うということではばらばらでそれぞれの課で買ってない、紙でも何でもということなので、その辺のところ、それこそ芋を洗ってしまうような、千葉県のお金を入れておいたのはファイルをまとめて発注してしまうとか、そういうことをしたんですけども、もうそういうことはできないようなシステムに、逆に那須塩原は、ああいうどこでわからないところでお金を使われてしまったというようなことにはならないシステムに逆に集中管理してしまっている。だけれども、そこら辺のところ、適切になされているかどうかのチェックというのはどなたがなさって、きちんとしたそういう消耗

品の発注と納品とのチェックというのはどこがなされているのかということを一いつ聞かせていただきたいのと。

あと先ほど48ページのところで職員の福利厚生のところ、職員互助会のほうに補助金を出しているというところで、ここが結構市民に誤解を受けるとか、一般の人に誤解を受けるとことで、雇用者はきちんとした福利厚生しなさいと言われていたのに、昔、互助会にやたらに金出していたみたいな時代もあったので、レクリエーションなんかにもね。それなので、相変わらず今でも誤解をして、この職員の互助会に補助金はいかなものかということが出されるんですけども、その辺はもう使用者として、雇用者としてやらなければならない福利厚生という部分のところ、やっているんだということは明快にはなっていますよね。相変わらず言われるので、そういう物の言い方をされるので、そういうことはないですよ、それだけ。

中村委員長 答弁を求めます。

課長。

金丸総務課長 顧問弁護士のところからでよろしいでしょうか。

中村委員長 はい。

金丸総務課長 顧問弁護士の関係なんです、議員おっしゃられるように2人お願いしているんですけども、相談件数でありますけれども、タテノ弁護士なんです17件で19回、それからアライ弁護士なんですけれども、5件で7回、タテノ弁護士は旧黒磯と旧塩原、それからアライ弁護士は旧西那須というふうなところ、お2人を。

顧問弁護士2人というふうなところは宇都宮市とうちだけでございます、県内では。

どんなところというふうなことなんです、最近の傾向なんです、判断に困ると市長がちょ

っと弁護士に聞いてみようと、そういうような形で最近、電話相談、電話相談でぐあいが悪いときには弁護士先生がちょっと文書出してくれというふうな電話相談で済むやつはそれであれなんです、文書で出してくれ。そのやつの統括は総務のほうで統括しておりまして、文書出すときにこういうふうな内容で、それを行政のほうでチェックをしまして、わかりましたというようなところで相談に行っているというふうな、そんな状況でございます。

内容につきましては、行政全般というふうな形なので、申しわけございませんが、そういうことでございます。

それから、審査会につきましては1回なんです、今回この20年は情報公開条例と、それから個人情報保護条例の見直しをしました。それらの関係の協議というふうなところで1回で、通常この審査会にかけるような案件はございませんでした。

47ページ、人事評価の評価者研修の関係でございますけれども、これにつきましては、評価は1次評価者は係長、2次評価者が課長というふうなことでなっておりますので、その評価者を対象にした研修というふうなことで、本市の人事評価は面談というふうなところを義務づけておりますので、面談のいわゆるテクニックの部分を含めての研修を実施してございます。

〔「どこが請け負ったの」と言う人あり〕

金丸総務課長 「ぎょうせい」でございます。

評価の全体のやつはちょっと申しわけございません。

〔「いいです」と言う人あり〕

金丸総務課長 それと互助会の関係が48ページですか、互助金の補助金の関係でございますけれども、基本的に互助会事業はちょっと申し上げましたように、慶弔給付の関係で結婚祝い金とか出産

祝い金とか病氣見舞いとか、これは市の職員の負担だけで対応をしております。

本来、市のほうがやらなければならないのは福利厚生というふうなことなんです。その中で、市のほうでこの中でどう考えているかというか、人間ドックと脳健診について100%、市のほうが見ます。

〔「その内容は先ほど聞いたので、だから使用者としてやらなければならない福利厚生への負担をしているという考え方でいいんですよね、それだけを確認」と言う人あり〕

金丸総務課長 そうです。

〔「それだけを確認。別に細かいことはわかるので、要するにただ誤解を今までの」と言う人あり〕

中村委員長 早乙女委員に申し上げます。

私が指名しない限り勝手にしゃべらないでください。

金丸総務課長 すみません。ちょっと戻りますけれども、人事評価関係の研修会の関係なんですけれども、大きく3回やってございます。6月と10月と11月と。6月が281名、10月が266名、11月が247名というふうな形でそれぞれ参加がござい

ます。

中村委員長 答弁漏れはないですね。

課長。

金丸総務課長 消耗品の関係なんですけれども、基本的には紙なんかは入札としてございます。四半期ごとというふうなことで、四半期ごとにやっているのはどういうことかという、ちょっと20年は紙の値段が乱高下があったというふうなところで、四半期ごとに入札をかけています。

これ業者さんにつきましては、市内の文房具屋さん等でございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 私、どこにということじゃなくて、入札以外のところで、もしそういう備品とか細かいものとかを買うというときに、職員が単独で千葉県みたいなことが起きるシステムにはなっていませんよねと。ファイルを買い込んでいたりということで預けたりという、今騒いでいるようなシステム、そういうことをやれるようなシステムには那須塩原はなっていませんよねという確認だけです。

中村委員長 課長。

金丸総務課長 結論から言うようになっておりません。

それは、金額に応じて契約検査、それから、それよりも下回るものについては、委員会があります。その部分については、関係課長で業者選考、それから内容のチェック、契約検査がやるのと同様の形で、金額に応じた形で対応しているということなので、それ以下の部分については担当課長の責任でというふうなことはありますけれども、ないというふうに思います。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと一つ、先ほど職員のメンタル面の相談の部分のところ、相談のところ、パワハラによるような相談というのは実際にありますか。

中村委員長 課長。

金丸総務課長 私のところに入っている報告書の中にはそういうのはございません。

〔「いいです」と言う人あり〕

中村委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

中村委員長 相馬委員。

相馬委員 非常備消防費、消防団の件でお伺いします。

219ページ、修繕料、那珂川河畔運動公園内芝復旧、当然これ、ポンプ操法で車が乗り入れした

件だと思いますが、どのような芝の復旧ということで修繕をしたのかと、その下に役務費の中で、消防団携帯電話料。これ黒磯消防団にありまして、西那須消防団には載っておりません。塩原消防団は電話料というのがあるんですが、この辺のご説明。

それともう1点、消防団員の被服というのがあるんですが、需用費の中で。実は通常点検をやられますが、当然ながら大田原地区の広域消防と黒磯消防という形で、消防が2つあるという中で那須塩原市がやっているんですが、特に塩原の通常点検のときにちょっと気がついたんですが、消防団長が一応皆さん行くわけですね、黒磯消防団の団長。そのときに、大田原消防団というのは、ちゃんとした立派な温かいジャンパー着ているんですね。黒磯消防団はないんですね。いわゆる作業服のまま規律をしていると。その中で、私前回まで両方の議員やっていたから、要望等を出したんですが、この20年の中で、被服費の中で、そのような対応、いわゆる黒磯消防団の団長さんの防寒具というのかが与えられたかどうか。それだけちょっと確認なんです、この3点についてお願いします。

中村委員長 答弁を求めます。

課長。

金丸総務課長 携帯電話の関係なんですけれども、黒磯消防団につきましては、これは黒磯が消防組合に事務委託しています。そこと幹部の連絡のための携帯電話でございます。

それから、被服の関係で、防寒具関係なんです、被服で防寒具というふうなところは、だれに対しても出してございません。防寒具というふうなものは計上になった記憶がございません。

あと1点、何でしたっけ。

中村委員長 芝。

金丸総務課長 芝の復旧の関係なんですけれども、これは委員おっしゃるとおりでございます。タイヤの跡がつきましたので、それを寄せて、そこに芝を張ったというふうなことでございます。那珂河畔運動公園で操法競技をやったときの復旧でございます。

以上でございます。

中村委員長 相馬委員。

相馬委員 そうしますと、新しい芝を持ってきて、いわゆる張りつけたという形でしょうか。それが1点。

それと、先ほどの消防団の携帯電話は本部といううか、そこにある携帯電話の携帯電話料金という形でよろしいですか。

それと、先ほどの防寒具と言った意味は、何度も言うようにですけども、通常点検、塩原で非常に寒い時期にやりますよね。そのときに、団は違いますけれども、同じ那須塩原市の消防団の幹部の方が、一応来賓というか呼ばれて行くのに、大田原広域消防の方はちゃんとジャンパーを着ていると。黒磯消防団ないと。非常に寒い中、言い方悪いですが、かわいそうだということがあったので、その時点でそういうことをちょっとお話しした件があるんですが、その件です。

この3点について、もう一度お願いします。

中村委員長 答弁求めます。

課長。

金丸総務課長 新しい芝を買ったかどうかというふうなことなんですけれども、寄せて使えるやつは使って、不足の部分だけというふうな購入でございませう。

それから、携帯電話でございますけれども、本部等というふうなことなので、消防団の統括のいわゆる事務局ですね。それと幹部との連絡のための携帯電話というふうなことでございませう。

それから、防寒の関係なんです、3つの消防団とも防寒具は支給の対象にはなっていないというふうなことなので、制服と活動服が基本になりますので。あと昔のはっぴですね。それも支給の対象にしてございませうので、対象にしているのは、既製服とそれだけです。ですから、ちょっとその防寒というのはわかりませう。

中村委員長 相馬委員。

相馬委員 すみませう。携帯電話と芝の件は結構です。

防寒具というのは、ご存じですよ。ジャンパーです。塩原と西那須は出しているんです。いわゆる大田原地区広域消防としては出しているんです。消防団に出しているんです、団長。ですから要望で結構ですから、黒磯消防団についても、幹部の方については、同じ協議をやる中で、少し検討していただきたいと、このように要望だけして質疑を終わります。

中村委員長 ほかにございませうか。

平山委員。

平山委員 よろしいですか。連合消防団の活動費で10万とありますよね。連合消防団の、この間の市長の答弁で、その指揮系統で一朝有事の際は大丈夫だと、広域と関係なく事務的なやつが、その司令はして、火事とか火災とかそういうのがあればすぐ出動できるようになっていると。その連携のための恐らく消防団だと思うんですが、その10万の形の中で、そういう一体化だとか、それに対してのやつは問題ないんでしょうか。予算じゃなくて組織というか、どんな活動に使っているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

以上です。

中村委員長 課長。

金丸総務課長 連合消防団につきましては、3消防団の幹部が集まっています。幹部の下にそれぞ



れの消防団の組織がそのまま連合というふうな形にしているというような、組織体系はそうなっています。

10万につきましては、研修の経費、それから会議の関係の経費というふうなことで、それで融合というふうなことなんですけれども、例えば今年度ですと、消防団員が不足しているというふうなことなんで、いわゆるOB消防団員を新たに消防団員として雇うための検討とか、そういうような形での検討しているというふうなことで、3消防団とも指揮命令系統が大田原広域消防・黒磯那須消防なんですね。それから広域消防になりますので、大規模になったときは、その大規模が発生したところの指揮命令系統で、その下に連合消防団が入っていくというふうな、それが仕組みになりますので、問題はないだろうというふうな。それから、会議等を通じて意思疎通という意味で問題はないだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

中村委員長 平山委員。

平山委員 そうしますと、将来的に、一応連合消防団として、ある程度指揮系統でまとめていくための一応布石として、時間かけて徐々にそういうところへ持って行って、例えば訓練等も、同じ市ですから、まとめて、全部というわけにいかないで、代表で、一体化のやつでやっておくとか、そういう方向にまで将来進んでいくという考えはないんでしょうかね。

中村委員長 課長。

金丸総務課長 当面、常備消防が2つになっているというふうなところと、それから消防団活動というふうなところは、地域密着というふうなところがありますので、当面今の形で。ただ、将来的に、消防広域化の県下1消防本部というふうになったときに、消防署がどうなってくるのか。それ

によって、可能性の話ですけれども、消防団は1つのほうがいいというふうな方向がある。そうなったときには、ただ、現在の連合消防も含む消防団の活動を見ますと、それぞれの地区ごとの活動、そのまとまりというふうなところを優先したほうがいいのかというふうに考えているところでございます。無理に1つにするというふうなことよりは、現在の活動を支援していくというふうな方向のほうがよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます

中村委員長 ここでお諮りします。

まだ質問のある方は、ちょっと予定がありましたら。

〔発言する人あり〕

中村委員長 それでは、議事を続けてまいりたいと思います。

ほかにございませんね。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了したいと思います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議なしと認めます。  
よって、原案のとおり承認されました。

中村委員長 以上をもちまして、総務部総務課の  
審査を打ち切りたいと思います。

本当にご苦労さまでございました。

それでは、昼食のため休憩しまして、1時から  
再開したいと思います。お願いします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きたいと思います。

総務部課税課、収税課の審査に入りたいと思  
います。

課税課、収税課の皆さん、大変ご苦労さまで  
ございます。

議案第66号の上程、説明、質

疑、討論、採決

中村委員長 それでは、議案第66号 那須塩原市  
都市計画税条例の一部改正についてを議題といた  
します。

執行部よりの説明をお願いします。

斉藤課税課長 議案第66号 那須塩原市都市計  
画税条例の一部改正について。

議案資料のほうの新旧対照表18ページになり  
ます。こちらのほうをごらんいただきたいと思  
います。

今回の改正につきましては、既に提案理由等の  
説明でございましたが、都市計画税がこれまでの  
3市町の合併前の形をそのまま引き継いでいた  
ということがございます。今回、那須塩原市の都市  
計画マスタープラン等が作成されましたので、そ  
れらとの整合性を図る意味で、今回都市計画税条  
例を見直すものでございます。

まず、1点目につきましては、原稿のほうを  
ごらんいただきたいと思いますが、(納税義務者)  
というふうな第2条関係がでございます。こちらの  
ほうは、都市計画税の課税区域を定めた条文で  
ございます。その中でアンダーラインの部分、第5  
条以下のところでございますが、都市計画区域内  
で別表に定める区域というふうな形で現在規定さ  
れております。その別表ですが、同じページのち  
ょうど下段のほうに、別表(第2条関係)とい  
うのがございます。本郷町、宮町、本町という  
ふうな形で列記してございます。この辺は旧黒磯の  
地名でございます。以下ずっと、次のページの頭2  
行、3行目からが旧西那須野地区、永田町、扇町、  
あたご町という形になります。こういった形で定  
められているんですが、旧黒磯におきましては、  
大字の単位で課税区域を定めていた。旧西那須野  
については、用途地域等、公共下水道のはみ出し  
区域というんですが、用途区域以外で公共下水道  
の供用開始の部分がありましたので、それらを地  
番等でこの表の中に入れていたという、下永田一  
丁目2-2、2-5というふうな形でずっと定め  
てございますが、以下同じような形でずっと定め  
てございます。

それから、ページ数ちょっと飛びますが、46  
ページ、表をごらんいただきたいと思いますが。

46ページの下段のほう、塩原字福渡、地番17と  
いうふうな書き方がございます。20-1から20-  
13までというふうな、これが旧塩原町での規定の

仕方でございます。こちらにつきましても、用途地域と、それから下水道の供用開始区分をそれぞれ違う指定で指定しておりました。そういった方法が、これまでの旧3市町での違いという形で条例上によっていたものでございます。

18ページのほうに戻っていただきたいと思うんですが、今回の改正、改正案のほうでございますが、第2条関係ごらんいただきますと、第5条以下のアンダーラインの部分ですが、都市計画区域のうち、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域として定められた区域。この第8条につきましては、都市計画法の地域地区という規定の条文でございます。その中の第1号の中に、用途地域というふうに簡略化して書いてありますが、実は第1号の中は、第1種住居地域とか、細かな規定がございます。それらを総称して用途地域とするというふうな規定でございます。用途地域という集約された形の用語をここの中で使っております。総称して用途地域という形で都市計画法上定められていますので、この地域とするというふうに文言を定め直すものでございます。

基本的にはこの第2条で、今までの大字単位、あるいは公共下水道のはみ出し区域、用途地域外のはみ出し区域等々を地番等を使って定めていたものから、用途地域というふうな課税区域に改めるという改正内容でございます。

次に、附則のほうでございます。こちらから税率の話になります。

附則の第4項、現行のほうをちょっと見ていただきたいと思うんですが、括弧の中に、平成17年度から平成21年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例という規定がございます。この部分を、新しい改正案では、21年を23年度まで延ばすという、2年間延長するという改正規定でございます。

それから、第4項の本文のほうでございますが、こちら平成17年度から21年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第3条の規定にかかわらず100分の0.2とするということで、0.2をそのまま維持するんですが、改正案のほうでは、やはり2年間延長ということで、この100分の0.2を23年度まで延長するという、この年度部分の改正規定でございます。100分の0.2はそのまま維持されるということでございます。

なお、第3条の規定にかかわらずという、この第3条でございますが、本文上は100分の0.3になっております。それを特例という形で、23年度まで100分の0.2にこれまでどおり延長するという改正内容になっております。

なお、この条例改正の施行期日ですが、平成22年4月1日からというふうな形で施行期日を定めてございます。

改正の内容については、以上のような改正内容になっております。

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 西那須野時代の課税の考え方、一応用途地域と、下水道供用開始になったところということで、課税を今までしていたということで、なぜそうしたのか。そうしてあったのかということが一つと、あと合併のときに、経過措置として、要するに21年度までそのまま、0.2というのは西那須野の税率をとったんですね。黒磯でも0.3でしたか、黒磯が0.2だったんでしたっけか。西那須野が高かったんでしたっけか。黒磯の例を合併のときとったんですね。そうしたら、そのときの0.2にしたところを、一応21年度までということで合併協議で決めたものを、23年度までというふうに2年間延長した理由というのを聞かせてください。

中村委員長 答弁を求めます。

斉藤課長。

斉藤課税課長 西那須野の考え方ということでございますが、公共下水道の供用開始ということで、都市計画事業の中の公共下水道ということでしたので、用途区域以外の部分、どうしてもはみ出しが出てきますので、その部分は課税するという考え方で、旧西那須野は課税しておりました。

それと、塩原町についても同様の考え方で、公共下水道というところに視点を置いた考え方の課税、当然用途区域はもちろんのことですが、そういった形で、地番指定で課税していたというのがまず第1点でございます。

それから、経過措置ということでございますが、先ほどお話ししました0.2というのは、旧黒磯市が0.2%、それから塩原町は本則は0.3%でしたが、やっぱり経過措置で0.2%という経緯がございました。その関係で、0.3%にしてしまいますと、急激な上がりという形になりまして、とりあえず0.2%で様子を見るということに、合併協議の中でなりまして、その後、合併後検討を加えるということで、出発地点は0.2%という形で、附則の現在の形をとったわけでございます。

その当時、合併後、税関係でこの都市計画税の税率について協議をずっと継続したわけなんですけど、結果的に新市としての都市計画の方向性というのがまだ定まりませんでしたので、そのまま経過措置を続けるという形で、0.2%というような形をとってきたという経緯がございます。

それで今年度、23年度までのさらに延長する理由ということでございますが、実は現在、総合計画の前期計画が今、終わろうとしております。今後また新たに総合計画の後期計画が5年間という形で策定されます、24年度からですね。この間につきましては、現在の税率を維持しようと、計画

等がまだ未定でございますので、0.2%の税率を維持しようという考え方でございます。

以上のような内容です。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 要するに総合計画の後期計画、要するに前期計画が終わるまでを経過期間に延長するというので、後期のスタートから新たな税率になるという解釈で、その税率に関してはいいんですか。そういう解釈のわけですか。

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 0.2%につきましては、そのときの24年度からの計画の内容等によって、もう一度再検討する必要があるのかなというふうには考えております。都市計画税の本来の目的であります都市計画事業に充てる費用ということでございますので、そういったものを勘案しながら、再度検討する必要があるのかなというふうには考えております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、また24年度からのという部分のところでは、もう一回本則で定める税率0.3%ではなくて、暫定税率のままでいくかということ、そこでもう一回検討するという、そういう解釈になるということによろしいのかどうかということが1点と。

それともう一つ、都市計画の目的に使うという言い方で、下水道というのは、実際に用途地域に指定されなくても下水道入っているところはあるんで、その下水道というのは、用途地域の中に入っていないければ、都市計画上の計画でないという見方をしているんで外すという考え方なんです。中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 税率の見直しにつきましては、24年度からの時点で再度税率について、正しい負担というか、適正な負担であるかどうかというのを

再度検討をする必要があるというふうに考えています。現時点では0.2%というように実施しておりますけれども、その時点の計画がかなり大きく膨らんだ場合とか、そういったものも含めて、再度検討するということですので、ただ、制限税率は0.3%ということで、本則で決まっておりますので、その0.3%をとるか、あるいは0.2%がいいのか、あるいはもっと下げるのかとか、そういった選択肢というのは、事業の内容によって変わってくると思いますので、この時点では多分そういったことも、選択肢の中にあるということでご理解いただければと思うんですが。

それと、下水道というお話でしたけれども、確かに公共下水道の中には、下水道といってもたくさん種類がありまして、純粹に公共下水道の部分と、特定環境といったものですね。それから農集なんかも下水道という形になります。ただ、いずれもその2つ、特定環境とか農集は都市計画事業としては認められておりませんので、そういったものから都市計画税を取ることはちょっとできません。あくまでも公共下水道というだけの意味なんですね。そのものから取るというふうな、都市計画事業として認定されるということでございますので、当然ながらそれらの区域は、当然都市計画区域内、なおかつ公共下水道であれば、市街地区域内ということで限定されていますので、その中にお住まいの方であって、私どもが今回の設定するような用途区域とした場合は、当然ながら課税対象になってくるというふうな形になると思います。

ただ、1点だけ言っておきますが、公共下水道だけが都市計画事業ではありませんので、はい。  
中村委員長 早乙女委員。  
早乙女委員 私、公共下水道、別に集落排水事業でも、別に公共下水道じゃなくてもいいんですけど

れども、要するに下水道と言われる部分のところへの、昨日の質疑の中で聞いていたと思うんですけども、基準内繰り出しというのは仕方がなからうと思うんですけども、基準外繰り出しを、水道と違って莫大な金額を毎回毎回入れているんですね、毎年毎年ですか、入れているんですね。その税金はだれが出しているのといったら、一般の市民が出している中から、一般会計ですからね。もちろん、国からの交付金やら何やら来ていますけれども、一般の人も課税されて、そこから上がってきたものの中で下水道に基準外繰り出しをしているわけですけども、水道なんかと違って、まだ五十数%ですね。そのために、それだけの一般からの税金を投入しているので、だったら都市計画税で入れていたほうが、ある意味、要する都市計画税で取って、それで一般会計に入りますよね、都市計画税で入れれば。それで一般会計の中から基準外繰り出しのところへの理由づけとしてというので、基準外繰り出しも仕方がないんじゃないですかと言われると、ちょっとこっちも言いにくいんですけども、下水道にだけ基準外繰り出し、あんなにするなというふうに、私は思ってしまうんです。

要するに下水道の利用者と税金の投入額との部分のところでの整合性をとるためには、西那須野で今までやっていた方法のほうが、私は何か納得できるなというふうに思っていたのに、なぜ都市計画マスタープランが策定されたということを機に、そういう考え方の課税区域を、それと整合性をとらなければいけないという。とらなければいけないという部分の根拠が何かあったんですか。そういう論議の中で、そこまでに至るまでのところのことを聞かせていただけませんか。

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 今、一般会計からの繰り出しとい

うことでお話しいただいたんですが、都市計画事業をやる上では、制限税率ということで0.3%以上取れないことに、税法上決まっているんですね。とてもそれだけでは賄い切れない。非常に都市計画事業というと、大きなものが非常に多いんですね。例えば先ほど言った公共下水道とか、そういったものも含まれています。ですから、その辺を全額都市計画税で間に合うと。立てようとする、非常に無理がございます。そういった意味で、これ県内の各市町村の状況でございますけれども、総事業費に占める都市計画税の割合というのが、大体1割以上、3割ぐらいまでの間というんですか、その時々事業内容によって多少の増減はございますけれども、そういった感じで、残りは一般会計等から繰り出したり、起債を起こしたりというふうな形で賄われているようでございます。確かに大きな事業、それとかなり期間も長きにわたる場合もございますので、そういった方法がとられております。

それと、この都市計画税を見直すに当たっての庁内での議論等の経過でございますが、合併当初、やはり庁内の検討委員会等がございまして、一体課税区域をどこにするべきなんだというふうな議論が出されました。極端な例では、全域にしたほうがいいんじゃないかという意見もございましたし、それから合併直後でしたので、土地の利用計画等がはっきりしないので、それがわかるまで、現在の税率を維持すべきであろうという意見、その他もろもろの意見等が出されました。最終的に落ち着いたのは、一般的な用途、市街化区域ですね。こういった内容のものがいいだろうということでございました。といいますのも、都市計画マスタープランの中で、集約型の都市構想を目指すんだというふうな規定がございまして、各地域に分散して住居を、これから都市をつくって

くよりは、コンパクトシティのような集落を単位としたもののほうが、行政経費的にもいいということ等がありまして、そういった方向で集約型の都市構想を目指すというふうな定義が、今回のマスタープランの中で示されております。

またマスタープランの中で、その実現をするための3つの手法という中の1つに、公共施設の集約を、用途地域の中に重点的に行う。そしてまちづくりを進めるというふうな文言等もございまして。そういったことから、税としては、やはりそういった都市計画事業等を後押しするような形で課税されることが最も適切であるというふうな考え方と、もう一つ、目的が、これは一般的な例ではございますが、やはり用途地域への課税というのが多い傾向になっております。それは、市街化区域ということももちろんありますし、通常の場合ですと、線引き地域というのは、ご存じかと思うんですが、宇都宮のように大きいところだと、市街化区域という形で、線引きという形で、ここからここまでというふうなエリアを設定しているんですが、残念ながら那須塩原市の場合は、そういった線引き地域にはなっておりません。ですから、こちらで条例上規定した地域という形になるんですが、一般的な例を見ますと、やはり用途地域、市街化しやすい用途地域に対して課税するというふうなことは、全国的な傾向としてあるということで、本市も例に紛れず、最終的な結論はそういった形に集約した形になりました。

それと、庁外の方々を集めた懇話会等を開催しております。有識者という形で、弁護士の方や、それから不動産鑑定士の方々、それから県税事務所長を歴任したの方々、それから税務署の土地関係の経験者等々の方々を集めた懇話会等の意見等の中でも、やはり最終的には用途地域が最もふさわしい課税区域であろうということで、ご意見をい

ただいた経緯もございます。それらと庁内の検討委員会と総合的に勘案した結果、用途地域という形に、今回の改正のような内容になったということでございます。

以上でございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 じゃ、一つだけもう一度。

下水道の供用開始のところを、逆に外そう。用途地域から外れていて下水道が通っているところを外そうということの、逆の根拠というのは、用途地域に指定したからただ外れたという、それだけだったですか。

中村委員長 答弁を求めます。

斉藤課長。

斉藤課税課長 理由なく外したということではなくて、都市計画マスタープランの中でも、用途地域の見直しの必要性というのは出てまいりました。今後、やはり懇話会の中でも、用途地域の見直しは必要だろうという意見等もございましたが、状況が大分変わっております。今後用途地域の見直しが行われれば、その用途地域に指定された区域は、自動的に今回の税の改正内容ですと、自動的に課税の区域になるということもありまして、当然ながら今、早乙女委員が言われた、今回外れてしまう公共下水道の供用開始区域については、当然ながら次回、用途区域の見直し等がある場合は、用途区域になるであろうと想像されるような地域がほとんどでございます。そういったことも含めますと、今回は用途地域で絞るのが妥当だろうということ。

それと、明確な用途という区域がはっきり、都市計画の区域ということで規定された地域でございますので、その辺妥当だろうということで結論を見たところでございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 次回の用途地域の見直しの年度というか、それはいつになる予定なんですか。

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 用途地域につきましては、ちょっとまだ詳しい情報を私どものほうでは得ていませんので、都市計画課のほうの分野になるものですから、こちらのほうで詳しい情報はちょっと、残念ですがわかりません。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ほかにないようでございますので、質疑等を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

早乙女委員。

早乙女委員 私、この西那須野の課税の考え方のほうが、今回の用途地域のところに一本というよりは、私は税金の投入も、下水道会計への繰り出しという部分のところが、3億6,000万あたり。それで都市計画に係る費用というのも、先ほどの話の中では、相当大きな金額を使っているということで、もうその用途地域の中に入る部分のところが課税になるということはわかりましたけれども、やっぱり下水道の開発にも、相当一般会計から繰り出しているということを考えたときには、都市計画税はそこにも課税すべきだろうというふうに思うので、ほかの市町村では、用途地域イコールにしているところが多いというような懇話会の判断もあったというふうには聞きますけれども、私は一般会計からの下水道への繰り出しが膨大な金額を繰り出している間は、私は都市計画税、それにやはり次回の見直しのときには、入るであろう

ということになるならば、西那須野時代にかける  
ことができているので、何らかの形で税収を得た  
いというふうに思う身としては、今まで課税され  
ていたもので、そのとおりということで、この変更  
については、私はもう一度考えるべきだと思う  
というより、今までの課税区域を引き継いだ  
ほうがいいというふうに思うので、この一部条例  
の改正には、やはり賛成できないということを表  
明いたします。

中村委員長 反対討論ですね。

討論はございますか。

吉成委員。

吉成委員 賛成討論をさせていただきます。

今回の都市計画税の見直しの件につきましては、  
賛成をいたします。

その理由としては、本来用途地域は、やはり全  
国的にも課税対象になっておるという中で、特に  
黒磯地区に関しましては、そうでない地域で課税  
がされていた。東那須地区をちょっととってみて  
も、ある工場なんかは、一部課税がされていて、  
一部課税がされていないという、非常に不公平な  
状況が今まで何年も続いてきたわけです。そうい  
ったことも、今回のこの見直しによって改正をさ  
れると。

それから、黒磯地区に関しましても、特に線路  
下、それから4号線下、この地域も、用途地域で  
ないところであっても、今まで課税がされてきた。  
そういったものの改正がされるということを考え  
れば、今回の改正は非常に公平な改正につながる  
んじゃないかということで、賛成をいたします。

中村委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切り  
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議がないと認め、討論を打ち切  
ります。

異議がございませんので、挙手により採決いたし  
ます。

議案第66号につきましては、原案のとおり承認  
することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

中村委員長 挙手多数。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第56号の上程、説明、質  
疑、討論、採決

中村委員長 次に、議案第56号 平成21年度那須  
塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といた  
します。

執行部より説明をお願いいたします。

君島課長。

君島収税課長 (議案第56号について説明。)

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 同じ7ページになりますが、ちょ  
っと前後してしまいました。

2款1項18目還付金、還付加算金の項目が、7  
ページ、ちょっと下のほうですが、あるかと思  
います。

還付金につきましては、4,776万1,000円、還付  
加算金については、274万2,000円を補正とい  
うことでございます。

内容につきましては、法人関係の還付金が可  
なり多目になっております。そういった関係で、今  
回補正を出させていただくわけなんです、法人  
関係の還付につきましては、昨年と比較いたしま  
すと、約1.3倍になっています。昨年度の大口、100  
万以上の還付ですね。これら等を除き、それ以下



の部分と今年度の7月末までの状況を比較しますと、約1.3倍に還付加算金がふえております。こういった状況が今後も10月、11月と決算期が続きますと、同じような状況が見受けられる傾向がありますので、この数字でどうしても還付加算金が不足するという傾向が出てまいります。そのために今回、4,776万1,000円を補正させていただくという形で、今回要求いたしました。

それから、それに伴いまして、還付加算金でございますが、これについても、決算が出て、実際には中間納付で法人税は昨年度の2分の1、昨年度全事業への決算額の2分の1を納めるということになっておりますので、納付の日から決算まで半年ぐらいたっております。そういった場合には、還付加算金を付けることになっておりますので、どうしても還付加算金の必要性が出てまいります。これらを加味しまして、274万2,000円を加算金として補正するというので、今回出させていただきました。

以上が補正の還付金、還付加算金等の補正内容になります。

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

高久委員。

高久委員 この還付金ふえたというのは、やっぱり今の経済不況の中で、売り上げが減っているということでの還付ということですか。

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 昨年来、リーマンショック以来のかなりの不況ということで、各法人の決算等にもかなり影響が出ているのは事実でございます。それぞれタイムラグがございまして、決算の時期がそれぞれ企業によって月ごとにありますので、タイムラグはあるんですが、やはり決算で、法人税が出まないと、私どもの法人税ですか、こちらも

出てきません。ですから、決算でかなりマイナスになっているという傾向はございます。

中村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了したいと思います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議案第56号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 それでは、議案第59号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

斉藤課長。

斉藤課税課長 (議案第59号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員よ

り質疑等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了したいしたいと思います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議案第59号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 これより、決算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

初めに、認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

君島課長。

君島収税課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 君島課長。

君島収税課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了したいしたいと思います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩を入れたいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時12分

認定第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 認定第2号 平成20年度那須塩原市

国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

君島課長。

君島収税課長（認定第2号について説明。）

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長（認定第2号について説明。）

中村委員長 君島課長。

君島収税課長（認定第2号について説明。）

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員よ  
りの質疑等をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 国保の会計という、保険料を算定す  
るとか、あと年度計画を得るときの部分のところ  
で、収納率という部分のところの予測というか予  
想というのは、実際にはこちらである程度はこの  
ぐらいというのは、予想というのは可能なんです  
か。難しいものなんですか。収納率。

中村委員長 君島課長。

君島収税課長 収納率の予想というふうなお話か  
と思うんですが、基本的に調定にのっているもの  
は100%いただくということが、これは第一義的  
なことをごさいますて、今、委員おっしゃるよう  
に、どの程度にということになりますと、当然国  
保会計の中で、保険税以外のものがあるわけでご  
さいますて、歳入と歳出のバランスということも  
当然出てくるかと思えますけれども、一定の予算  
を、当初予算ですね、そういったものを策定する  
場合には、今までの収納率、それから予想される  
医療費等々を勘案して、何%ということをごさ  
いませんけれども、やはり現実的には100%いた  
だくのが、一番これは理想ですけれども、なかなか  
現実的にはそういうふうにはまいらないというこ  
とも、若干低目の収納率といったものを設定せざ  
るを得ないのかなというのが現状かと思えます。

以上です。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今回は保険料の改定というのがない  
ので、保険料の改定のときは、最終的に収納率が  
どのぐらいになるかという部分がある程度予想し  
て、それで税込どのぐらいで、あと国から入っ  
てくる部分がどのぐらいということ、改定が決ま  
っていきますよね、医療費の伸びがどのぐらいと  
かという部分のところと。今年度は会計年度で  
はないんですけども、そういうようなときは、  
なぜかというと、未収の金額、それを収納され  
た人で頭割りするわけですね 頭割りって、均  
等割りではないですけども、するわけですね。  
そうすると結構保険料が、その分だけ高くなっ  
てしまうということ考えたときに、どのぐらいの  
収納率を見込むかといったときには、それはこ  
ちがリーダーシップをとるということになるのか  
どうかという部分のところを、ちょっと2つに分  
かれてしまったので、どちらがその辺のところの  
リーダーシップをとるものなんですかね。

中村委員長 君島課長。

君島収税課長 基本的に国保を運営するのは保険  
者ということになるかと思えますので、その言葉  
が妥当かどうかわかりませんが、キャスト  
イングボートといいますか、そういったものにつ  
いては、保険者である保健課がやはりそういった  
リーダーシップといいますか、そういったものは  
とるものと思われま。

以上です。

早乙女委員 いいです。

中村委員長 よろしいですね。

ほかにございませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 ちょっと聞きたいんですが、歳出の部  
分で、至るところに賃金という部分で、臨時職員

の賃金が出てくるんですが、1名とか、多くても4名とかという、いろんな部分で足していくと、すごい金額になるんですが、784名もいて、恐らく1年中使っているわけではないと思うんですけども、どうしてこのような結果になるのか、お聞きしたいと思うんですけども。

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 通常は臨時職員、市民税なんかもかなり使っておりますが、申告時期、一時的にかなり忙しくなる時期、それから納付書発送の前後は、資料等の整理等がかなり行われますので、その時期には、現場でも臨時職員を使用しております。国保法につきましても、納付書発送の前後に臨時職員に細かい事務をお願いするといった内容がございます。一時的な期間でございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第4号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 続きまして、認定第4号 平成20年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

君島課長。

君島収税課長 (認定第4号について説明。)

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 (認定第4号について説明。)

中村委員長 君島課長。

君島収税課長 (認定第4号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了したいと思います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第5号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

中村委員長 続いて、認定第5号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

君島課長。

君島収税課長 (認定第5号について説明。)

中村委員長 斉藤課長。

斉藤課税課長 (認定第5号について説明。)

中村委員長 君島課長。

君島収税課長 (認定第5号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了したいと思います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第5号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

〔その他〕

中村委員長 これで収税課、課税課が終了するわけですが、当局から何かございましたら。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 委員の皆さんからございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、終了したいと思います。

ご苦労様でした。

次の課が参るまで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時37分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課の皆さんがお見えになっております。

これより財政課の審査に入りたいと思います。

財政課の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 初めに、議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

山崎課長。

山崎財政課長 (議案第56号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

ございませんか。

高久委員。

高久委員 6ページの合併特例債の件なんです、これ限度額にあわせてどれくらい使ったのかというの。

中村委員長 答弁を求めます。

山崎課長。

山崎財政課長 それでは、申し上げます。

さきの議会の中でも、早乙女委員のほうからご質疑があったと思いますけれども、合併特例債でございますけれども、全体事業費に対して403億6,730万円という事業量が約束をされております。事業量ですね。そのうち95%を限度額といたしますので、383億4,800万円が合併特例債の限度額というふうに理解をしてもらってよろしいかと思えます。

21年度はまだ年度途中なものですから、今後合併特例債の扱い、あるいはその財源調整等々がさらに続くというふうな予測を立てておりますことから、21年度の決算見込み等の合併特例債については、まだ計算しておりません。あくまで予算上の話です。

それから、20年度末でいきますと、執行率では145億8,000万程度、38%の執行率ということでご理解を願いたいと思えます。

高久委員さん、大変申しわけないんですが、21年度途中なので、21年度はまだ合併特例債の確定額ということは、今後になりますことから、20年度末の状況でお答え申し上げます。

以上です。

中村委員長 高久委員、よろしいですか。

高久委員 はい。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 7ページの質疑が本会議にも出ていましたけれども、1項14目のハイブリッド3台購入

ということで、ハイブリッド車はなかなか今、納期がおくれていて、果たして21年度に納期になるのかどうかなんという感じもするんですが、その辺はどういうふうに見込んでいるのか。

それから、エコカー減税というのは、これに関しては、やはりエコポイントと同じで当てはまらないんでしょうか。それもあわせてお聞かせください。

中村委員長 山崎課長。

山崎財政課長 今の件でございますが、まず、エコポイントのほうから話を申し上げます。

国の補正で、要するに真水で来ていますから、補助金が。それに対してまたエコポイントを地方公共団体が使うということは、二重の税の活用ということになります。したがって、地方公共団体が交付金を活用した場合は、エコポイントは使えないということになっております。

吉成委員 エコカー減税ですね。

山崎財政課長 エコカー減税は該当になります。

それで、ポイントの話をちょっと波及して申し上げましたけれども、単独事業についてでございますけれども、単独事業については、エコポイントは、どの程度集まるかわかりませんが、活用はよろしいという通達というか指示が出ております。

〔「納期」と言う人あり〕

山崎財政課長 納期ですね。それについては、当然所管する我々としたしましては、早い予算措置をした後、議決をいただいた後には速やかにこれらの活動に入るわけですがけれども、今の世情からすると、なかなか納車がおくれるという確かに懸念はあります。その状況を見て、場合によっては、例えば3台のうち1台分ぐらいは、どうしても年度内には無理だという形が、当然ディーラーとの交渉がありますから、わかっていった場合には、やむなくやはり次年度へこの財源を繰り越しして

手当てをするようになるのかなという感じはしています。

ただ、私どもとすれば、できるだけ急いだ形での納車というものが望ましいとは考えておりますけれども、そういう事情はご理解いただきたいと思えます。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 説明では、ホンダ車、トヨタ車、それぞれ1台、2台ということで説明あったわけですが、これ表現が正しいかどうかわかりませんが、どうしてもトヨタ車のほうが人気があって、なかなか納車が厳しいと。ホンダ車のほうが人気がない分、早く納車されるというようなことを考えると、どうなのでしょうね。そういった対応の仕方というのものもあるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方はどうなのでしょう。

中村委員長 山崎課長。

山崎財政課長 今ご提案がありました件については、今後その予算が議決された後に、検討の余地はあるというふうに考えておりますので、その企業車、どこということではなくて、できるだけエコ対策に寄与できるような、さらには納車が年度内に見込めそうな、そういった形で進めていきたいと、このように考えております。

吉成委員 了解です。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切り

たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議案第56号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

中村委員長 これより、決算審査特別委員会第1分科会の審査を行います。

初めに、認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部よりの説明をお願いいたします。

山崎課長。

山崎財政課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

審査中でございますが、ここで10分間休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時25分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続いて委員会を開きます。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

櫻田委員。

櫻田委員 1つだけお願いします。

ページ数64ページで、公用車の集中管理費のところなんです、今、市長が乗っているシーマはかなり古いと思うんですが、買いかえとか、あとは何年たったらとかという、そういう決まりはあるんでしょうか。お伺いします。

中村委員長 山崎課長。

山崎財政課長 相当古いです。18万キロを超えています。したがって、今回の中で、エコカーというのを買いかえに1号車、これ通常市長車というふうに言われているんですが、1号車をエコカーに買いかえるという内容です。ですから、もうちょっとご説明しますと、出張先で基盤がもうだめでとまってしまったとか、そういう報告を受けています。ですから、さっきの質問とも少しかぶるんですが、早いこと発注して、もうできるだけ買いかえていかなければならない。非常に公務に支障がありますので、そういうことで、櫻田委員さん、よろしいですか。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 はい。

ということは、吉成委員にも説明したように、ホンダ車が1台、トヨタ車が2台というあれだったんですが、通常だとホンダのインサイトとか、トヨタのプリウスのイメージの3台の900万かと思ったんですが。

中村委員長 山崎課長。

山崎財政課長 価格はいずれにしましても、この1号車をかえる際は、ボックスタイプの、つまり名称言っているのか、ハイブリッドでありますね、ボックスタイプの。そういったものの検討にそれで入っていきたくい。固有名詞上げますと、エスティマなんというのが走っていますけれども、ああいうふうなものを今後考えて、1号車として活

用してみてもというふうな考えでございます。

以上です。

中村委員長 よろしいですか。

櫻田委員 はい、ありがとうございます。

中村委員長 その他ございますか。

ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 50ページなんです、これ、いいんですよね。振興公社管理運営費補助、施設公社の補助金の部分なんです、直接は、当然その施設、振興公社に対しては、当然関係はないんでしょうけれども、補助金出しているということで、ちょっとお聞きをしたいんですが、前年度と比較すると多少、500万程度減っているんですね。その辺の一つは理由をお聞かせ願いたいと思います。

あともう1点は、財団法人なわけですけども、今後はどのような形を考えていらっしゃるのか。今、職員も当然あそこに派遣されているわけですから、その辺を含めて、もし考え、答弁できるように、なるべくお願いします。

中村委員長 山崎課長。

山崎財政課長 それでは、2点ご質問ありましたので、お答えします。

まず、対前年度比、補助金の額が減ということでございますが、これは市のほうから派遣職員が行っておるわけです。こちらの人数が減ったということによる人件費、すべてがその減の要因ということではありませんが、そういった大きな要因。人件費に係る分が影響が出たというご理解でよろしいかと思えます。

それと、今後の振興公社のあり方というものについては、当然振興公社自身のほうの理事会等々でも諮っていくべき課題であるでしょうから、こちら財政課のほうで、それらの見通しとか方針ということについては、私のほうで述べることはな



いのかなということでございます。

いずれにいたしましても、振興公社自身が決定方針、方向性を決めた中で、どれだけ行政としてのかかわりの中で影響できるのかということが、方向性としてもしとらえられるなら、そういうことでしか、今とどめおくしかないのかなという感じがしています。

以上です。

中村委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 次に、認定第9号 平成20年度那須

塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

山崎課長。

山崎財政課長（認定第9号について説明。）

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第9号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ご苦労さまでした。

ただいまで財政課所管の審査はすべて終わりでございます。

〔その他〕

中村委員長 その他に入りたいと思います。

執行部のほうから何かございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

中村委員長 委員各位から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ありませんので、財政課の皆様、ご苦労さまでございました。

それでは次に、契約検査課が入るまで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時36分

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。契約検査課の皆さんがお見えになりました。

契約検査課の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

これより決算審査特別委員会第1分科会の審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

中村委員長 認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部よりの説明をお願いいたします。

課長。

花塚契約検査課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 電子入札システムは今年度からでしたよね。

〔「19年度から」と言う人あり〕

早乙女委員 19年度。19年度ゼロで……。そうすると、この電子入札システムのところ、19年度では業務委託とか利用料とかというのはなかったん

ですよ。19年度の決算のところ見たら、これは入っていないんですよ。

それで、この電子入札システムの業務委託と利用料というのは、これというのは毎年かかってくるものなんですか。

それが1つと、あと、指名停止基準適用状況ということで、ここに書いてありますよね。去年は105件あったんですね、トータルで。それが半分以下になったということで、談合なんかも3分の1に減っていますし、独禁法違反なんかは半分以下になっているということで、これは何か傾向は、もうこういうものを余りやらない時代に、いろんな仕掛けができてきて、やれなくなっているんですか。何でこんなに減ったのかなと思って、19年度に比べて、半分ぐらいに減っているんです。というか、3分の1になっているんで、それが何の効果でこんなに減ってきたのかというのが、わからなければわからないでもいいですけども、ちょっと感想を聞かせていただきたいのと。

あと52ページのところで、先ほど中間検査を行うというところで、結構何でもいいからとということで、低入札の部分のところ、あんな金額でつくってしまって、危なくないのかなということのために、きっとやるんだと思うんですけども、中間検査を。その辺のところを検査をして、何か指導をしたとかということというのはあったら、その内容を聞かせてください。

中村委員長 答弁を求めます。

花塚課長。

花塚契約検査課長 それでは、まず最初の業務委託、電子入札の業務委託のところは、これちょっと、昨年度と委託の経費の区分は同じだと思います。まず最初の電子入札（ASP方式）業務委託については、補修関係、それからコールセンター利用の関係といったものがこちらに含まれていま

すので、それについては件数に比例した形のものでなくて、同じような内容ですので、同じような金額になっているかと思います。

それから、ASPの利用料については、これは従量料金制ということになりまして、1件当たり1万2,600円かかります、入札料等。ということで、件数が19年度は21件ということで、それからコンサルまで入れると。各案件で一応試験的にやっていた、経験してもらったというのがありますので、それを含まずと90件ほどやっていますので、それと従量料金でかかっているということで、この分はふえていると思います。

それから、コアシステム利用率についても、これは年間この金額ということで、定額ですので、これはかかっております。

それから、指名停止の該当状況ということなんですが、これについては、独禁法違反とかというのは、公取委のほうで摘発とかそういうことをしていますので、それが多いか少ないかどうかというのはちょっと、うちのほうはその情報入った段階で、そのような処分をしているというだけなものですから、その傾向とかということでは、ちょっと何とも私のほうも申し上げられないかなということです。

それから、中間検査の関係については、久利生係長のほうからちょっと説明させていただきます。

中村委員長 久利生係長。

久利生検査係長 ただいまのご質問でございますけれども、中間検査につきましては、低入札がなされた工事、それとその低入札があった年と、その次の年について、その同じ業者さんについては中間検査を実施するというようになっておるんですが、20年度につきましては、現地のほうで低入札の工事について中間検査を行ったところ、特に指摘事項というものは、目立った指摘事項はござ

いませんでした。

また、ちょっと特殊になるかもしれませんが、中間検査対象となった低入札の工事が低い成績であったという関連づけも、幸い見つかりませんでした。

以上でございます。

中村委員長 その他ございますか。

ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、契約検査課の審査はすべて終了いたしました。

中村委員長 では、休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時08分

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
選管、監査、固定資産評価、公平委員会事務局の審査に入りたいと思います。

選管、監査、固定資産評価、公平委員会事務局の皆様、大変ご苦労さまでございます。

初めに、二ノ宮事務局長よりごあいさつをいただきたいと思います。

二ノ宮選管事務局長 どうも連日ご苦労さまでございます。

今、委員長のほうから話がありましたとおり、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局と、四つを受け持っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

中身については、皆さんご存じのとおりだと思いますが、それらに伴う支出でございますが、それにつきましては、石井補佐のほうから説明いたさせますので、よろしく願います。

中村委員長 あいさつが終わりました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 これより決算審査特別委員会第1分科会の審査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

石井課長。

石井選管事務局長補佐（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員より質疑等をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 87ページの最後のところで、財政援助団体等監査という部分のところで、11月に入りますよね。ここら辺のところ監査しての意見というものは、どこかでもらって、まとめられているものなんですか。

中村委員長 答弁を求めます。

田代係長。

田代監査係長 昨年につきましては、財政援助団体等補助金を出している監査としまして、西那須野にありますNPO法人の「ゆいの里」という団体、高齢者の生きがい対策をやっているところなんですが、それを一つ監査をいたしました。あと一つ、財政援助団体監査として、指定管理者の監査も、「等」となっていますので、やることになっておりまして、去年は施設振興公社が、市の指定管理者随分なっておりますので、額が多いということで監査いたしまして、ゆいの里については補助金1,000万円が支出されているんですが、問題なく執行されていると。あと、指定管理者についても、指定された業務、そういったものもしっかりやっているということで、問題なく行われているということで、一応公表もして監査を終わりにしてしております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、財政援助団体のところを、毎年何団体かを抽出して回していくという考え方でやっているということですか。

田代監査係長 はい。

早乙女委員 わかりました。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 83ページ、今回に関していえば、栃木県知事選挙費ということで計上されているんですけども、この中の報酬、それから職員手当等、この辺についてちょっとお伺いをしたいと思うんですが、投票立会人ということで、各投票所それぞれ自治会から1人出ていただいて、1日の手当として1万何がしの手当が出ているわけですね。それに対して職員の方々、今回ここで書かれているのは319人、1,564万8,462円が支出されているわけですけども、そうすると、1日幾らというんじゃなくて、多分時給幾らという計算でやっているのかなという気がするのですが、投票立会人の方の時給と、それから職員の方々の時給、これはどうなっているのか、お聞かせください。

中村委員長 石井局長補佐。

石井選管事務局長補佐 これは、投票立会人の報酬というのは、選挙執行費用の基準法というのがありまして、そちらに決められた金額ということで、こちらは報酬ですから、時給ではなくて、1日1万700円ということで、決められた金額です。

あと、職員の手当は、これは319人となっておりますけれども、投票事務もそうですけれども、開票事務も入っていますし、それから期日前投票事務も入っていますし、延べ人数でいいますと、これ319人がいろいろ兼ねていまして、期日前投票には232人入っています。それから開票事務にも230人入っています。

皆さん投票事務と兼ねているということで、これの時給は、その事務に当たる管理職以下の給与を平均を出しまして、それで時給を出しています。それは毎回全部決裁を上げて人事局のほうを通った時給でやっております。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、具体的にこの知事選挙の際の時給というのは、幾らだったんでしょうか。

中村委員長 石井局長補佐。

石井選管事務局長補佐 2,300円です。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 数字が出ているかどうかわかりませんが、時給2,300円。そうすると、1人平均何時間、例えば5時間でということで掛ける幾ら、10時間だったら単純に2万3,000円というふうに出てくるわけですけども、その平均的な金額なんかは、大体選挙の際には、どれぐらい職員の方々というのはなるんでしょうか。

中村委員長 答弁を求めます。

石井局長補佐。

石井選管事務局長補佐 これは知事選において平均幾らぐらいという意味でよろしいんですか。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 もちろん、これで大まかわかるならいいと思うんですけども、そんなに極端に、市議選であろうが、過去の参議院選挙であろうが、衆議院選であろうが、変わりはないと思うんですね。そのときの、先ほど言った個々の役職からの平均で出しているわけでしょうから、そんなに変わりはないと思うので、大まか大体わかればということで。

中村委員長 石井局長補佐。

石井選管事務局長補佐 この期日前投票が、知事選の場合は16日間、それと衆議院とかの場合は11日間、市長選、市議選だと6日間ということで、期間が大分違うものですから、何とも、平均というとあれですけども、この場合は、投票日1日昼間だけやると、3万4,500円になっていますね。

中村委員長 よろしいですか。

吉成委員。

吉成委員 そうすると、2,300円で割れば、十何時間ということになるんですね。そんなに長い拘束時間ということになるわけですね。

これも、じゃ、法定で決まっているということになるんですか。先ほど投票立ち会いに関しては決まっていますよという話があったわけですが、こちらに関しても、国の定めで決まっているという理解でよろしいですか、これは。

中村委員長 石井局長補佐。

石井選管事務局長補佐 こちらも県の執行基準で、金額が、こういうふうに計算をするという方法が決まっています、上限がこれ以外ということになっております。ですから、この金額は上限なんです。

中村委員長 二ノ宮局長。

二ノ宮選管事務局長 これは、国から国の選挙を委託するときの経費を算定する基準として、負担法という法律があるわけですが、その中で、幾らにはじくかという。ただ、その中の出し方は、それぞれ個々の職員の給与に基づいて、時間割で出す方法と、平均で出すというような方法と、それぞれの市町村に任せられているというようなことですから、来た金の中でどう使うかというのは、市町村が考えるという話です。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、全国的にそんなに大差はないという理解でいいわけですか。

中村委員長 二ノ宮局長。

二ノ宮選管事務局長 ですから、法律で決まっていますので、来る金は決まっていますか、県知事選挙なんかもそれで算定されて、こちらに来ますので、それほど誤差があるといいますが、違いがあるということではないと思います。

中村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

相馬委員。

相馬委員 選挙啓発費なんです、これは応募学区及び応募数となっているんですが、実質これ見

ますと、小学校で13校、中学校で5校なんですが、これ当然ながら、全校に募集はかけたんですが、来たのはこれだけという見方でよろしいでしょうか。

中村委員長 石井局長補佐。

石井選管事務局長補佐 これは市内の全小中学校に募集をかけております。夏休みの宿題の一つとして、項目を各学校で上げて、その中から子どもが自由に郵便局の貯金箱をつくるのに応募するか、選挙のほうに出すとか。ですから、遂に全部の学校が出てくるとは限らないんです。

相馬委員 了解しました。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ご苦労さまでございました。

以上で審査を終了いたします。

それでは、次の会計管理者が来るまで、暫時休

憩いたします。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時33分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより会計課の審査に入りたいと思います。

会計課の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

榆木会計管理者よりごあいさつをいただきたいと思ひます。

榆木会計管理者（挨拶。）

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

中村委員長 これより決算審査特別委員会第1分科会の審査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

課長。

榆木会計管理者兼会計課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 この足銀への委託料というのは、必ず足銀にということではないのかなと思うんですけども、その辺のところは、今のところ足銀でということにしている理由というのを、一度聞かせてください。

中村委員長 榆木課長。

榆木会計管理者兼会計課長 指定金融機関ということで、足銀を指定金融機関としておりますので、市の歳入事務等につきましては、派出を設けまして、足銀のほうの指定金融機関としての足銀に派出業務を行わせております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、指定金融機関と連動しているということで、指定金融機関の検討をすることによって、これは連動してしまうということなんですね、はい、わかりました。

意味は余りないんですけども。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

お疲れさまでございました。

それでは、議会事務局が入るまで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時41分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

中村委員長 これより議会事務局の審査に入りたいと思います。

議会事務局の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

織田事務局長さんよりごあいさつをいただきましたと思います。

織田議会事務局長（挨拶。）

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

中村委員長 これより決算審査特別委員会第1分科会の審査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

斎藤議事課長。

斎藤議事課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ご苦労さまでございます。

議会の皆さん、ご苦労さまでございまして、以上をもって終わります。

散会の宣告

中村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の審査はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時49分



## 総務企画常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成21年9月16日（水曜日）午前9時58分開会

### 出席委員（8名）

委員長	中村芳隆君	副委員長	大野恭男君
委員	櫻田貴久君	委員	平山武君
委員	高久好一君	委員	早乙女順子君
委員	相馬義一君	委員	吉成伸一君

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
企画情報課長補佐	阿久津誠君	企画政策係長	藤田輝夫君
情報管理係長	松村儀久君	情報推進係長	小出浩美君
秘書課長	片桐計幸君	市民協働推進課長	岡崎修君
市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	人見寛敏君	地域活動支援係長	石塚昌章君
統計係長	阿美享子君	会計管理者兼会計課長	榆木保雄君

### 出席議会議務局職員

書記 福田博昭君

### 議事日程

1. 開議
2. 企画部長あいさつ
3. 企画部審査事項

〔企画情報課〕

・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）

決算審査

・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民協働推進課〕

決算審査

・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔秘書課〕

決算審査

・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開議 午前 9時58分

#### 開議の宣告

中村委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、会議を開きます。

はじめに榆木会計管理者より発言があります。

榆木会計管理者。

榆木会計管理者 昨日の施政報告の歳出の説明の中で誤りがありましたので、訂正方をお願いしたいと思ひます。

49ページをごらんいただきたいと思ひます。

49ページの委託料、歳出額の決算額151万2,000円は変わりません。この内容説明の中で21年度の業務委託契約、西那須野支所と本庁の業務契約を説明してしまいました。20年度決算の中では記載のとおり、西那須野庁舎の派出の業務委託だけを業務委託しています。本庁のほうは無料ということでした。21年度から変更になって、昨日、21年度の内容を説明してしまいました。大変申しわけないです。おわびして訂正方をよろしくお願ひします。

中村委員長 では、訂正についてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

中村委員長 では、進めさせていただきます。

#### 企画部の審査 午前10時00分

中村委員長 それでは、企画部の皆さんがお見えになっております。

初めに、高藤企画部長よりごあいさつをいただきたいと思ひます。

高藤企画部長 皆さん、改めましておはようございます。

9月4日に開会になりました本定例会もきょう

で13日目ということで、委員の皆さん方も大変お疲れのところだと思ひますけれども、ご指導をお願ひしたいと思ひます。

この9月定例会で企画部の関係では、企画情報課で補正予算をお願ひしておりますほかは、企画部3課、決算の認定についてご審議いただくことになっております。

重ねてよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願ひいたします。

中村委員長 あいさつが終わりました。

#### 企画情報課の審査

中村委員長 これより、企画部企画情報課の審査に入りたいと思ひます。

#### 議案第56号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

中村委員長 それでは、初めに議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部より説明をお願ひします。

室井課長。

室井企画情報課長 (議案第56号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑等をお受けいたします。

ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、7款歳出のほうから情報管理費で説明を今いただいたわけですがけれども、板室、高林、ブロードバンドを整備するということ

なのですけれど、対象となる戸数はどのくらいにこれであるのでしょうか。

それから、全体計画があります。地域のほうの情報化の計画が前期、後期とあるわけですが、それから見ると、ほぼこれで市全体としては網羅されるのかどうか、その点をお聞かせください。

中村委員長 答弁を求めます。

室井課長。

室井企画情報課長 全体からいきますと、これでほぼ完了ということになります。戸数的には1,400戸となります。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 ほぼということは99.何%という理解でよろしいのですか。

中村委員長 室井課長。

室井企画情報課長 ほぼそういうことです。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議案第56号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

中村委員長 これより、決算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

室井課長。

室井企画情報課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員よりの質疑等をお受けいたします。

ございませんか。

高久委員。

高久委員 私は、前に国の地方応援プログラムというような話で質問したことがあるのですが、こういった学校とか庁舎間のネットワーク化、パソコンを使った、これの計画が23年までに来るようなものがあるかどうか、この中に入っていると見てよいのですか。

中村委員長 答弁を求めます。

高藤部長。

高藤企画部長 今、こういったインターネットのほうの関係、情報化の関係で、国で地方応援プログラムというので、これは交付税措置なのですが、こういった施策に積極的に取り組んでいるところは、交付税をある程度上乗せしますと、こういうことでのシステムなのですが、ちょっと詳細はあれですが、10個くらいの施策であったと思いますけれども、いろいろ那須塩原市でも地域の活性化のための施策に取り組んで

いますと、そういう中の一つに、こういった情報化に向けても積極的に取り組んでいるということで、今、高久委員からあったお話の内容についても、そのプログラムの中の一つの施策として、国のほうに提出していると、そういう状況にあります。

中村委員長 高久委員。

高久委員 その中で23年までに報告するものと21年までに報告するものがあるんですが、それでその進みぐあいなんかはつかんでいるのかどうか。

中村委員長 高藤部長。

高藤企画部長 先ほど地方交付税の関係ということで、これらの報告等は多分財政課のほうでいろいろやりとりはしてくれているのだと思いますけれども、毎年多分報告なり事業の変更等のこういったものについて事業のメニューのやりとりをしていると思います。ちょっと21、23というお話がありましたけれども、詳細を承知しておりませんので申しわけありませんが、必要でしたら後でご報告させていただきたいと思います。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 53ページ、地域振興費の補助金の野岩鉄道経営安定化補助金とあるのですけれども、新年度ですと野岩鉄道の経営は安定化してはいないと思うのですけれども、これは例えばこの持ち株が今2.1%と説明がありました、経営が安定しなければ、その後どんどんふえていくという解釈でよろしいのでしょうか。

中村委員長 室井課長。

室井企画情報課長 現在は21年から23年にかけての3年間、安定化計画というのを立てて、現在、野岩鉄道の基盤強化等を行っている最中でございます。

そんな中で施設等についても老朽化が進んでいるということで、一部工事費等の要請もあって、

後々その部分について議会等にお示ししてご理解を得なければならないというふうに思っておりますが、なかなか経営的には困難な状況と言える状況でございます。

中村委員長 高藤部長。

高藤企画部長 ちょっと補足させていただきます。

野岩鉄道、先ほど栃木県45%の持ち株ということで申し上げましたが、福島県と一緒にやっています、福島県でも福島県自体と関係の市町村がございます。合併しましたので数はあれですけれども、そういうことでやっちはいるのですけれども、なかなかいまだに施設の問題、お客さんの数、当初、昭和61年に多分スタートしていると思うのですけれども、年間ピーク時には110万人くらいいたというのが、今50万人台を割りまして40万人台くらいだと思うのですけれども、年々減ってきているということで、福島県、栃木県、両県の関係市町も合わせていろいろPRに努めているのですけれども、なかなかそのところが伸びないと、こういうことです。

この一番の原因は、通常は定期で利用されるお客さんが例えば6割、7割あれば安定経営ができるらしいのですけれども、ここは1割くらいしかそういうお客さんがいない。あとは観光客等々を当てにするということなものですから、なかなか経営が安定しないということで、今後とも厳しい運営が続くということになるかと思えます。

余談ですけれども、栃木県が、私どもの玄関口がこちら、表があるのですけれども、裏側につきましては、どちらかというと福島県のほうが首都圏へ直結という明治以来の悲願だということもありまして、そういった歴史的なものを踏まえながら運営をしていくという状況になります。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 大変基本的なことをお聞きするのです

が、同じく53ページの広域事務組合に対する先ほど負担金の部分で基本枠10%と、それから人口の割が90%というお話があったわけですが、それでも、昨年の決算と比較すると600万円程度、20年のほうが少ないわけです。これらは、そうするとどこが原因であったのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど櫻田委員のほうからもありましたけれども野岩鉄道の件なのですが、こちらは逆に前年度から見ると150万円から補助金がアップしているわけです。それは先ほどの今の部長の説明のように、経営に対する一部補助という理解でよろしいのでしょうか。

中村委員長 室井課長。

室井企画情報課長 那須地区広域行政については、広域行政側も事務事業の整理とか、あるいは人員の削減等をやっております、特に人件費等の1名減というのが今言った負担等が響いているのかというふうに思います。

それと、野岩のほうなのですが、全くそのとおりで、持ち株比率に応じた形での経営の長期精算、そういう形になっています。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 同じく53ページのところで、地域振興費のところ、当初のところでは21世紀F I T構想、栃木県市町村連絡協議会とか、那須地区国会等移転促進協議会とか、那須塩原市の促進協議会とかへの負担金というものは出ていたと思うのですが、国会等移転促進協議会とか、この辺のところはどうしてなくなったのかというのはわかるのですが、ずっと21世紀F I T構想、これは永遠とリゾート開発よりも前からやっていて、それでもうほとんど実態がなく形骸化しているからずっとこれをやめるようにと、リゾート関係の部分のところよりも早くやっていて、リゾー

ト関係がなくなってまでこれをずっと出し続けていたのですけれども、やっとこの20年度で消えたということなのです。

こういうものは永遠と実態がないまま続いていくという部分のところ、市町村から実態がないからもうやめてくれとかということをきちんと伝えたのでなくなったのかどうかということ、毎回伝えてくれ、伝えてくれとは言っていたのですけれども、それをきちんと伝えた上でこれを精算したのかどうかという部分のところを、どういう経過で精算してきたのかということをお聞かせください。

それと、定額給付金のところの差額が21年度への繰り越しはわかるのですけれども、繰り越してもきっと余ると思うのです。そうしたときの精算方法というのは、最初のときにこれを始めたときにどういう説明がありましたか。

それと、57ページのところで、総合行政ネットワークシステムのところで、国と県との情報のネットワークシステムということなのですが、具体的にどういう内容のものが情報でやりとりをするのか聞かせてください。

中村委員長 答弁を求めます。

室井課長。

室井企画情報課長 第1点目でございます。

早乙女委員さんがお尋ねのとおりF I Tとか、あるいはリゾートとか、いろいろ各種団体等がございました。昨年度は支出がなかったということですが、会議そのものは存在してございます。その中で委員がおっしゃるとおり、私どものほうももう必要ではないのではないかという申し出をしつつ、なおかつ予算上も総会程度の事務事業なものですから、負担金はとらないように決議しましょうということで、今言われた形の3つ、4つ分のいわゆる協議会負担というものが消えて

いるという状況でございます。

それと、定額給付金の残分でございますが、これは当然見込み、国のほうでは0.9、9がけで交付金を申請していいですということになっていたものですから、満額を那須塩原市の場合は請求してございます。当然、残金が出るだろうというふうに思っておりますので、それについては返納という形になります。

ネットワークのほうでございますが、最近では印鑑のついた公文書という形で流されるものもあるんですが、実際にはほとんど担当者同士でのメール交換等によって報告書、あるいは事業の流れ等を往復通信しておりまして、それらの往復文書等、それから地デジなども含めて国、総務省のほうと直接的にやりとりする部分も実は最近では出てきまして、県の間をいれなくてそういった形のものの情報の出し入れに使っております。

なお、後期高齢者関連のものについても、このシステムで実は県の連合とのやりとりということになってございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今回の総合行政ネットワークシステムのこの部分のところで、担当者間でメールが直接交換できるようになったということで、判このついたものが来なくなったのでということは、通達文書がなくなったという意味ですか。

そのかわりに、市町村が稟議が出たものに対してその担当課に問い合わせで答えが来るという。よくQ&A、いろんな事業をやったりすると、それはどういうことかという問い合わせをしていて、結構国のホームページのところにそういうものの回答が開くと載っています。そういうようなところへの問い合わせをきっと地方からしてくるのだと思うのですが、それがまとまって何件かあるようなものが国のほうでホームページにして

あるのですけれども、そういうものの問い合わせの類だというふうに、その答えが直接返ってくるというふうに理解してよいのですか。

中村委員長 室井課長。

室井企画情報課長 判こつきの文書がなくなったということで誤解を受けたようで申しわけございません。それ自体は現在も国、県等からの通達等でありまして、それ以外の事務的な実務的な部分でのやりとり、担当者同士のやりとり関係は、その判こあるなしという形の、メールなんかでも情報の交換ということになるのかというふうに思います。

中村委員長 松村係長。

松村情報管理係長 今回の件なのですけれども、実際にはL G W A N事業参加団体といたしまして、国とか都道府県、あと各市町村とのメールの送受信となっております。それが今言った文書のやりとりということですか。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 具体的にどのような課が、どのような内容でやりとりすることが多いのかという部分のところは、こちらで把握されていないということですか。

先ほど通達はあると言いましたけれども、通達はないので、国がある程度の制度的なものをつくって、これはこういうふうにしなさいということで、通達というのは今は出さなくなってきていると思うんです。通達はなくなっていると思いますので。

でも、やはり運営する上ですごく疑問に思ったりすることが多いので、市町村が一々県にお伺いを立ててというのが身につけてしまっているものですから、自分で判断をしないと。私なんかも何かで担当窓口に行っても、市町村で判断してもいいのに一々県に聞いて、国に聞いてということをして

今までは電話でやりとりしていたのをメールでやりとりするという、そういうイメージでよいのかどうか一つ聞きたいということ。

それと、具体的にそういうことで、頻繁に使っている内容というのはどういうものなのかを、ここでは把握することはないのかどうかだけでも聞かせてください。

中村委員長 小出係長。

小出情報推進係長 具体的にL G W A Nを使ってどのような文書のやりとりをしているのかということを含めますけれども、基本的にこのL G W A Nというのは先ほど松村係長のほうから申し上げたとおり、その都度のネットワークになっています。通常のインターネットですと、全世界にこう張り巡らされて、どこでも通信している。

いろんな民間の人が入ってくるネットワークの中で構成されているネットワークですけども、L G W A Nというのは、先ほど申し上げた、そういった大体の方だけのネットワークですので、非常に機密性が高いというものが特徴として上げられます。

文書によってはある程度インターネットを介してやりとりするものは、ふさわしくない機密性の高い文書もありますので、そういうものについて文書をやりとりするのに、このL G W A N回線を使って、国とか県とかとメールのやりとりをしているというのがございます。

具体的な中身については、いろいろ申請書関係であったり、報告文書であったりという種類がありますけれども、それがいろいろな担当課によっていろいろな業務がありますので、その業務に応じた利用をしていると思います。

中村委員長 平山委員。

平山委員 地域振興費の中で、福島空港、これがたった7,200円の負担金ですが、当然、県のほう

の会議でも総会1回ぐらいを宇都宮あたりでやって、ほとんどないと。市のかかわりというか、これに対して県が動かないとどうしようもないのでしょうけれども、現状、福島空港に対する取り組みというか、情報がありましたら、ちょっと教えていただきたいのですが、どの程度なのか。

中村委員長 室井課長。

室井企画情報課長 福島空港自体は、茨城空港ができる、今度開所になるわけですけども、危機感を持ってしまして、事務局そのものは福島県の空港担当の部署でやっているわけなのですが、最近ですと、特に注目されるのは団体、促進協議会のほうに加盟している団体での企画ものについての助成、あるいは学校関係の具体的にいうと修学旅行、福島空港から飛び立って北海道に行くというものに対する団体補助と個人補助まで考えた形での事業展開をやっている。非常に集客については、ご案内のように日本航空とか利用なくなってしまったものですから、集客についてかなり力を入れてやっているということです。

ですから、例えば那須塩原市として議会全員で北海道に行きましょうというのを福島空港から飛び立ったときには、30万円プラス1人1万円くらいだと、こういうような利用促進の事業の展開等も今年度から始まっている状況であります。集客については非常に頑張っているというような形です。

これについては、県北の観光業種関係、協会とか旅館業組合なんかもこの会員になっているわけで、そういう意味で7,200円が高いか安いかはまた別問題として、いろんな情報交換等やって広域観光に役立っているという状況です。

中村委員長 平山委員。

平山委員 よくわかりました。

少し那須地域というか那須塩原市にとっても、



そのところは一応観光立県とか観光立国といっているから、それにとって茨城から来ればいいというのではなくて、一番手前なのが福島なので、その辺もいろんなふうで厳しい点もあるかと思えますけれども、今言ったような集客が。そういうので、うちのほうも少し目を向けて、羽田や向こうへ向けても意味がないので、ぜひそんなことで頭の中に入れておいていただきたいと思います。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

中村委員長 では、10分間休憩して、11時から再開します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市民協働推進課の審査

中村委員長 これより、市民協働推進課の審査に入りたいと思います。

市民協働推進課の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 これより、決算審査特別委員会第1分科会の審査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員よりの質疑等をお受けいたします。

ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、44、45、一般管理費の中の補助金、自治振興費補助金についてちょっとお伺いいたします。

実際に補助金を申請を180して、認められて180団体が受けたものだと思うのですが、受けられな

いなんていうこともあるのかどうかということを一つ伺います。

それから、地区的には自治会、組織自体は市内に214あるわけです。そのうちの180ということで、まだ全部ではないわけです。その辺の申請を出さない理由等の調査なんかはされているのかどうか、お聞かせください。

それと、この補助金の基準、基本的には基準についてをお伺いしたいと思います。

あと今回、一般質問の中では敬老会の質問をさせていただいたのですが、全体の補助金の見直し等をするということですので、当然この補助金も対象になってくるのだと思うのです。そういった中で計画書、予算書、そして終われば報告書等が、やはり義務づけられているというか提出しなければいけないわけです。その辺がやはり自治振興費というものに対する考え方の中で、果たしてどうなのかという気がするのです。やはりこれも交付金的な考え方のほうが正しいような気がするのですが、その辺の見解をあわせてお聞かせください。

それからもう一点、58ページの男女協働参画費の中の負担金の件なのですが、ここで海外研修に1名派遣しているんです。これは毎年やっている事業だと思うのですが、こういった方々を派遣されているのか。また派遣先、派遣の主な目的についてお聞かせください。

以上であります。

中村委員長 答弁を求めます。

岡崎市民協働推進課長 まず自治振興費補助金214市なり地区がございまして、そのうち20年度につきましては180団体の申請が来ています。ということで、一つは順番が前後してしましますが、基準としまして均等割で地区で1万円、戸数割300円という一つの基準に基づきまして、補助金を交付しております。

そういう中で、全体の8割が申請をしておりますが、あと2割はしていないということで、詳細分析まではないのですが、やはり規模の小さいところについてはやはりその手間分を取られる金額を考えると、なかなか申請できないというところが多いということで、できるだけ我々も通知をして申請していただくというような努力をしていますが、やはりどうしてもそういう地区が多い。さらに手続上かなり細かい部分もありますので、そういう部分も影響しているのかということで、全体的な把握としてはそんな形でやっております。

あと確かに補助金につきましては、本当に補助金がいいのか、全体の交付金の中で見直しする必要もあるのではないかというのは、案外といろいろ議論がございます。今の自治会長連絡協議会という組織もありますので、そういう中でもこれから全体的な交付金として考えられるかどうか、そこら辺を提案しながら県とかかわりながら進めていきたいということで、内部ではそういう部分の人と検討を始めています。

次に、男女協働参画でございますが負担金、これは栃木県女性海外研修派遣事業の市の負担金ということで、こちらは県が3分の1、市が3分の1、個人が3分の1で、1名参加でございます。こちらは公募をいたしまして1名を派遣したところですが、期間として10月9日から15日まで、行き先がアメリカのインディアナ州、ここはシカゴの州で、このところを見てきたということで、やはり目的とすると、地域の女性のリーダーとして活躍していただくということで、派遣する前に県の講習会とか、あとは派遣後の報告会とか、黒磯文化会館で発表会がございまして、そういう形で地域の女性リーダーを育てていくということで実施しております。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 自治振興費のほうの件なのですが、現実にも、課長の説明をいただいた中で、なかなか小さな自治会はメリットがないのではないかと。例えば10世帯しかなくて1万円プラス300円掛ける10人だと、本当に1万300円で何に対して補助を受けてやるのという形になってしまうのです。その辺もぜひ見直ししていただきたいと思うのです。

そうなってくると、現実問題としてこの事業に補助を受けていない、参加していない自治体というのは黒磯地区が多いという理解でよろしいのですか。西那須野地区は全部多分申請しているのだと思うのです。そうなると黒磯地区と塩原地区がどうなのかと思うのですが、その辺の現状はどうなっているのでしょうか。

中村委員長 岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 西那須野地区はほぼ申請されてございます。全地区、28地区です。

やはり黒磯地区は地域に先ほど申しましたことが要件だと思うのですが、傾向として黒磯地区が多いと。そういう状況です。

塩原地区も規模は全体的に小さいところもあります。平均で大体1行政区で60世帯から70世帯ということなので、さらに小さいところもありますので、やはりそういう部分で塩原地区も同じ状態ではありますが、多いのは順番からいけば黒磯地区になります。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 施政報告書44ページなのですが、行政連絡員報酬214名に関しての3,570万何がしというお金が出ているのですが、この基準、詳細を教えてくださいいただければと思うのですが。

中村委員長 岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 基準につきましてはちょっと複雑ではございますが、一応均等割というの

がございます。1地区4万円になります。

あと世帯割があります。1世帯当たり750円。さらにそこに単数割というのがございまして、5班以下の場合は1万円、6班から20班までは2万円、20班以上は3万円ということで、それぞれの世帯数、班の状況によりまして算出して報酬を支払っております。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それでは、差し支えがなければ、一番最高にもらっている人はどのくらいもらっているのでしょうか。

中村委員長 答弁を求めます。

岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 今ちょっと最高額は計算させていただいていますが、一般的な金額という部分でとりあえず説明させていただきますが、大体100世帯、10班くらいのタイプでいきますと13万5,000円、50世帯、5班くらいでいきますと8万7,500円という大体目安がございまして……。

中村委員長 石塚係長。

石塚地域活動支援係長 最大というとらえ方ですと、大体1,100世帯ぐらいを把握しているというのが一番大きい行政連絡員の受け口の範囲という形になりますので、それでいきますと、半年では20班を超えますので、細かくいきますと89万5,490円弱くらいが最大というふうにとらえております。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 年間で90万というとらえ方でいいのですか。

石塚地域活動支援係長 はい。そういうことになります。

櫻田委員 すみません。ありがとうございました。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 54ページのところで、車座談議のところの今実際に事業が動いているわけですから

も、市長がイメージした車座談議で、公約でいっていたイメージと実際に車座談議の制度として出てきたときのという微妙なニュアンスの違いというのが最初はあったのですけれども、その微妙なニュアンスの違いというのは、実際に制度化されたものというのは、合併で地域がなくなつては大変だということで、住民自治組織がいろんなところ出てきているという、伊賀市とか何かもそんなのですけれども、そういうイメージのもの、制度としてはそういうイメージに近いものになってきているのですけれども。

実際には自治会、コミュニティー、既存の組織をベースにしてつくり上げていっているという住民自治組織なんかのところだと、それだけではなく、もっと多様なNPOが入ってくるとか、外部から嫁いできた若いお嫁さんが何かそこで提案するとかというイメージ、京都の美山町、今は美山町と言わないけれども、あそこなんかのところでの組織というのはそういうふうにつくってきて、多様な意見を持っている人が、そこに関係できるようにというようなことでつくり上げないと限界が出てきてしまうというふうに、どこの市町村でも視察に行ったところなんかでやっているところでは言っているのですけれども。

ただ那須塩原の場合はそれともまた違う。微妙に似ているのですけれども違うというものなので、実際この辺のところではやっていて、その微妙な違いで困っているというようなことというのは、皆さん、それぞれ車座談議というから市長懇談会とか、そういう座談会とか、そういう部分のところで何か出たものを事業化すればいいというようなイメージでいることとか。

とらえ方が皆さん、それぞれに制度をつくった、もう今はない企画課のところでも、解散してしまっているのではないのですけれども、最初につくっ

たメンバー、それと市民が受けるイメージ、実際に今やっている人たちのイメージという部分で、微妙な違いが私は感じられるのですけれども、あと議会の中で質問しているやりとりを聞いていても、求めているものが何か微妙に違うような気がするのですけれども、その辺というのは所管している担当課ではどういうふうにとらえているか、ちょっと聞かせてください。

あともう一つ聞きたいところが、県からのお金で全額賄われているので各種の統計をいろいろやっていると申すのですけれども、そういう統計調査が県でまとめて、それでまとめたものが配られると思うのですけれども、その辺を活用して、こういう調査をするというのは、それを活用するためにあるのだと思うのですけれども、実際にこういう調査をやってデータを出して、それで活用できている部分のところというのはどういう部分が一番市町村では多いのでしょうか、そこを聞かせてください。

中村委員長 岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 車座談議のイメージということで総務委員会でもお答えしましたが、やはり基本的には市長の抱えているイメージというのは合併後のそういう地域の連帯感とか、そういうものが薄れてきているという部分で、市の職員が地域に出向いてさまざまな情報を提供したり、地域のさまざまな課題を聞いて帰ってくると。

それで、さらに行政の中に生かし、ともに地域の課題を考えていくという形で、この車座談議のイメージというと、市長を困らせて自由な意見を求めるというな形をイメージしてしまうのですが、システム的にはすべて市長が出るわけにはいかないということで、地域担当職員が6名、部長以下職員で行ってさまざまな話を聞くと。状況によっては、市長も出ていただいております。

そういう中で進めてきて、3年後としているということでもあります。組織的に初めての試みであるということで、どういう形で立ち上げるかという、やはりコミュニティとか自治会、ここに相談をしながら準備の組織をつくって、つくってきたと。

そういう中でも、やはり婦人会とか子供会とか、商工会にお願いするとか、あるいは公募していくとか、あとは消防団員とか、そういうところにも声をかけているということで、地域によってさまざまな構成になってきています。

委員がおっしゃられたような形で、もっとNPOだとか、そういう方の意見も聞くということも必要だとは思っておりますが、徐々にはそういう形で広げていければということで考えてございます。

次に、統計につきましては、基本的に統計調査につきましては、県の指定統計調査が全部で53統計調査がございます。その統計調査が大体ほとんどの行政の部分の情報というようなものを網羅しているということで、これをどのように活用していくかということですが、私どものほうでは過去の統計データとしてすべて保管、活用できる体制をとっておりますので、そういう形で各課がさまざまな計画や情報の提供等に活用していくということで、詳細につきましては、見やすい部分では那須塩原市の統計書、あれはこちらの統計を全部活用した形で市民の人も活用できる。書類も使えるような形で形にあらわれているというのはそういうものがございますが、データそのものはそういう活用をしています。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 統計調査を相当されているので、逆に国勢調査が必要ないのではないかと私なんかはいつも思って、ダブっているという部分のところ

の調査という、あれだけの人とお金をかけて国勢調査をするのではなくて、こういうものを生かしたほうがいいのにといいふうに思うので、これがどの程度に生かされているのかと聞いただけです。

それとあと、車座談議のところは、やはり一番先にそれはどういうことかということで聞いたときに、自助・共助・公助でやるのだという答弁を最初に聞いて、いただいているのです。

そうしたときに、そこら辺をやっていくイメージというのは、やはり先進的な合併のときにいい地域がなくなっては大変だということでやった住民自治組織的なものと、そこに職員を張りつけるという権限も財源もつける。それこそ京都の美山なんかでいうと、橋だって、公共事業だってやっているんだというくらいになっていて、ある意味、議会の役割も要らないのではないかとということで、議会は政策論議をしてくださいというふうになっているというふうな、住民自治基本条例なんかができているところでやっているものはそういうふうになっているということです。

微妙なこのとらえ方の、皆さんのやるほうも、行政のほうも議会のほうも、みんな微妙なニュアンスの違いがあるなという制度なので、どれがいいかという部分はそれぞれの市町村で決めていけばいいことなので、こうなさいということを使うつもりではないのですけれども、同じイメージで、言葉というのは、同じことを同じ共通の言葉で共通のものを論議するときに使うので、みんなの定義がばらばらというのは何かすごく論議しにくいと思うので。一回その辺のところを。そうじゃないと、同じ言葉を使っていながら違うものをみんなイメージしていたら論議になりにくいということなので。今聞いてみたので、ぜひそういう、別にこれがいいとか悪いとかということでは

ないので、そのイメージの違いというのを少しずつ調整していったら一致させていただいたらと思います。

中村委員長 高藤部長。

高藤企画部長 せっかくの機会ですので、ちょっと現段階で答えを出しているわけではないですけど、イメージとして課長のほうからもお話がありましたように3年なんです。実質は活動2年くらいです、早いところでは。

ということで、確かに今、早乙女委員さんがおっしゃられるような方向に、結局、私どももある程度はそうしたいという気持ちはあるのですが、現段階ではいろいろ縛りをつけますと、これはまた活動自体がちょっとしぼんでしまうということもあるものですから、もうちょっとやりながらその辺の市民の方も、職員も確かにいろいろイメージするところが違うのは事実ですので、そんな方向で進めていきたいと、こんなふう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

中村委員長 平山委員。

平山委員 今の自治振興費のほうから見た実際の、この間も質問したのですが、結局、自治会に対していろいろ自治振興費補助金を出したりということは、自治会の自主性を少しずつ高めてもらおうと、そういう意思で今部長からお答えになったような形の方向に進んでいると。その中で今、模索中と。そんな段階で、自治会というか地域、自治会というのは地域なので、地域を大事にして、その声上がるような形にしていきたいという意向であることは間違いないのでしょうか。

中村委員長 高藤部長。

高藤企画部長 質問の中でも市長と平山委員さんのほうにお話になったのですが、そこがベースで、今の職員も……。

中村委員長 平山委員。

平山委員 行政連絡員だから市から一応任命して、報酬とかを出していると。これが自治会という形にはなかなか出せないということなのですよ。だめなんですよ。出費をするのに出せないんですよ。

現実には区長さんと行政連絡員を統一して一つにしたということですので、それがイコールでうまく活用されればという、私はそう思っていますから、それで1本化にしたのかと。そういうことでもないのでしょうか。

中村委員長 答弁を求めます。

岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 委員がおっしゃられるように、現在、西那須地区214地区ございまして、自治会からの推薦という形で行政連絡員の方が選ばれたということなのですが、現状はイコール行政連絡員が自治会長さんです。

ただ役割とすると、一つは行政の一番早くやっていただくうちから離職の方の職としてご案内していると。語るほうとすれば、地域の自治会の中で選ばれた会長さんということで、二面性があるのですが、現状としてはそういう使い分けというか、1人分に片寄っている。

ただ課題としても、自治会長と今おっしゃられたような行政連絡員の部分で、協議会の中でもいろんな課題が出ています。その問題についても、検討していきましようということで、少しずつ話を始めて、行政の中で一方的に出てきますので、自治会長さんの意見を聞きながら、こういう形に話を進めているところでありますが、現状とすると特に二面性であると。

中村委員長 平山委員。

平山委員 わかりました。

そうすると、行政連絡員と自治会長さんのやっているという、行政連絡員さんはあくまで文書と

か役所の形だと。そういう意味でまちづくりの会とかというのは、余り会議とかというのはないわけですね。

だから、自治会長がある程度地域の声を聞くのには、自治会長さんとかいろんな団体がありますけれども、その中で自治会長さんも入ると。そんな位置づけで行政連絡員さんというのは、一緒ですから、ごっちゃになってあげないように、その辺はあくまで区別してもらってまちづくりが例えば自治会長なら自治会長で地域の声をもらおうと。そんな形の区分けをしていただければ混乱しないのかと。

どちらかというと自治会のほうが混乱してしまうのではないかと考えています。役所で会うのは行政連絡員さんですから、正式なあれは、自治会長は自主的だということですから、市のほうも位置づけとかそういう偉そうなことは言いませんけれども、市としては十分活用してもらうように、民間ですから、余り汗をかいていただけないのではないかと、費用をかけなくて。そんな形で利活用してもらいたいということを出したのですが、そんな位置づけでよろしいですね。

中村委員長 答弁はいいですか。

平山委員 いいです。

中村委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、質疑等を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

中村委員長 秘書課がお見えになるまで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

秘書課の皆様がお見えになりました。

本当にご苦労さまでございます。

秘書課の審査

中村委員長 これより、秘書課の審査に入りたいと思います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 決算審査特別委員会第1分科会の審

査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

片桐課長。

片桐秘書課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員よりの質疑等をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 一つだけ。

44ページのところで栃木県市町村会負担金ということで、平成19年度決算からすると減額に負担金になっているのです。これというのは、合併で市の数が12市から14市になったので、頭割りするということになるということで、これは減額になっているということ。そういうふうに単純に頭割るもので減額に負担金はなってきたのですか。

中村委員長 答弁を求めます。

片桐課長。

片桐秘書課長 事務局の経費の削減ということで取り組んでおりました。その辺の額が相対的に減ったということです。

あと負担割合も均等割と人口割というような形で割合になっていますけれども、平成19年度は均等割7、人口割3というものを、20年度で均等割6、人口割4というように負担割合が変わってきたということで、若干こう数字が変わっているというようなことであります。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 48ページ、広報広聴費で、2点お聞かせください。

広報モニター謝礼10人分だと思うのですが、どんな成果を得ているのか。

それから、イメージアップ推進費、栃木テレビ、

先ほど明確に説明いただいたわけですが、これもこの宣伝、那須塩原市の宣伝をすることによって、インターネットへの接続がふえたとか、何かそういった成果があらわれているか。

また、これは栃木テレビに今、出資をしているという関係もあるのでしょうか、必ず宣伝料を出さないといけないものなのかどうか、あわせてお聞かせください。

中村委員長 片桐課長。

片桐秘書課長 広報モニターにつきましては10名ということで、広報後の内容とのあれする市民の目線に立った意見の聴取というようなことがあります。それは表現的に市民にとってわかりづらいついとか、こうした内容にしたほうがいいのか、そんなような提案などもいただいております。

あと、市民参加による広報のご意見といったことから、ことしもモニターさんの取材等の記事を掲載しております。

次に、イメージアップ推進費でございますけれども、栃木テレビで放映しているというようなことで、それでその成果がどれくらいあったかという具体的な成果の聴取というのは、特にしておりませんが、その栃木テレビを見た方たちが各イベント等に参加いただいているということもございまして、そういったことでは成果が上がっているのではないかというふうに思っています。

何でもかんでも出展しているということではなく、出資もしているということもありますし、やはり観光地も控えているということで、PRを何らかの形でしていきたいというようなことで、ここでの委託をしているということでもあります。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは最後にイメージ推進費の件なのですが、例えば行政評価システムというのがあ



って、こういった部分でのこういったものも評価  
ができれば一番いいのしょうけれども、確かに  
難しいからわかるのですけれども、せっかくです  
からその辺をもうちょっと、例えば300万かけて  
やれば、もう少し人をPRができて、例えば巻狩  
祭にももっと人が集まってくるのではないかとか、  
そういったものもないとはいえないと思うのです。

その辺も本当は精査をしていくものではないか  
ということを一言添えて終わります。

中村委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了し  
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認め、質疑等を終  
了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を打ち切り  
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を打ち切  
ります。

これより採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり承認する  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

#### 閉会の宣告

中村委員長 以上で委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。